

建設水道委員会記録

○開催日時

平成29年3月13日 午前9時59分～午後3時6分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

委員長 福元光一
副委員長 森永靖子
委員 大田黒博

委員 宮里兼実
委員 川添公貴
委員 成川幸太郎

○その他の議員

議員 井上勝博

議員 持原秀行

○説明のための出席者

建設部長 泊正人
建設政策課長 須田徳二
建設整備課長 吉川正紀
建設維持課長 内田俊彦
都市計画課長 山村昭一郎
区画整理課長 川畑稔
入来区画整理推進室長 引地明吉
建築住宅課長 福島和朗

水道局長 新屋義文
水道管理課長 草留隆志
水道工務課長 四元新一
下水道課長 徳重勝美
主幹兼管理グループ長 野元正文

財政課長 今井功司

○事務局職員

議事調査課長 道場益男

グループ員 柳裕子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第34号 薩摩川内市温泉給湯管理条例の一部を改正する条例の制定について 議案第37号 平成29年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算 議案第38号 平成29年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算 議案第50号 平成29年度薩摩川内市水道事業会計予算 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	水道管理課 水道工務課
議案第35号 薩摩川内市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第39号 平成29年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算 議案第40号 平成29年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計予算 議案第41号 平成29年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計予算 議案第42号 平成29年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	下水道課
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建設政策課
議案第32号 薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する等の条例の制定について 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建設整備課
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建設維持課
議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	都市計画課
議案第43号 平成29年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算 議案第44号 平成29年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	区画整理課
議案第45号 平成29年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	入来区画整理推進室
議案第33号 薩摩川内市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建築住宅課

△開 会

○委員長（福元光一） それでは、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会は、本日と明後日の2日間、審査を行います。お手元に配付の審査日程により審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△水道管理課・水道工務課の審査

○委員長（福元光一） それでは、水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

△議案第34号 薩摩川内市温泉給湯管理条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一） まず、議案第34号薩摩川内市温泉給湯管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道工務課長（四元新一） それでは、議案つづりその2の34-1ページをお開きください。あわせて、議会資料の1ページもごらんください。

入来温泉湯之山館につきましては、平成27年4月4日の開業から現在まで、地域と連携しながら直営で管理運営をしてまいりましたが、平成29年4月1日から利用料金制で指定管理者による管理運営となることから、スムーズに引き継ぐため、これまで諸手続を進めてきているところであります。

御承知のとおり、当施設は二つのお湯が楽しめる温泉として親しまれていることから、泉源も2カ所あり、旧柴垣湯の泉源は当施設の専用であり、管理費も全て指定管理者で対応することとしておりますが、旧アゼロ湯の泉源は、他の温泉施設へも分湯していることから、分湯に係る経費として、指定管理による当施設の使用料金を新たに設定する必要があるため、温泉給湯管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の主な改正点としましては、議案つづり

34-2ページの中段ほど、別表2の中の記載について、平成27年度で廃止になり今年度取り壊された高齢者福祉センターを削除し、かわりに新たに設定する薩摩川内市入来温泉湯之山館の分湯量毎分141リットル、使用料金10万4,784円を追加記載するものでございます。

このほか、同ページの上段に記載のとおり、条文の一部を改めようとするものでございます。

湯之山館の使用料金の算出につきましては、旧アゼロ湯泉源の分湯に係る全運転経費の平成27年度実績をもとに、分湯を受ける温泉施設の分湯量で案分して算出しており、この際使用しました湯之山館の分湯量は、施設規模検討時に用いました設計湯量毎分141リットルを使用して、その他の施設につきましては、既に温泉給湯管理条例第16条別表2の分湯量基準に記載してございます数値を使用しているところでございます。

なお、この使用料金につきましては、当施設の指定管理者公募の際の募集要領の支出計画にも記載しておりまして、指定管理者は既に承知しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△平成29年度予算の審査

○委員長（福元光一）次に、平成２９年度各会計予算の審査を行います。

まず、予算の概要について、局長に説明を求めます。

○水道局長（新屋義文）おはようございます。それでは、水道管理課及び水道工務課所管の予算概要について御説明いたします。

両課が所管いたします予算は、一般会計のほか、特別会計として簡易水道事業及び温泉給湯事業の２会計、公営企業会計としまして水道事業会計がございます。

平成２９年度の予算の特色としましては、まず、簡易水道事業において、平成３２年度からの公営企業会計適用のための固定資産の調査等に係る委託料を措置させていただいております。

そのほか簡易水道事業では、当初予算概要の後ろから２枚めくっていただきまして、１３８ページをごらんください。

上段に記載のとおり、平成２６年度から実施しております鹿島地区における老朽管の布設替え及び次の欄に記載のとおり、長浜地区において下水道整備事業にあわせた簡易水道事業の老朽管の布設替え工事ができるよう、基本調査を実施することとしております。

また、もう一つの特別会計であります温泉給湯事業においては、先ほどございましたとおり、湯之山館の４月からの指定管理により、同館の維持管理経費減によりまして、予算額が平成２８年度に比べ３６％の減となっております。

次に、水道事業では、簡易水道とともに、本年４月から第２段階としまして８．４％の水道料金の値上げをさせていただきながら、平成２８年度と同様、建設改良費７億５，０００万円を措置させていただき、水道施設の耐震対策及び老朽管布設替え等を計画的に実施していくこととしております。

これまで同様、安全で安心して飲める水を安定的に供給することを使命に、経営の効率化を図りながら施設の更新及び維持管理を万全に行っております。

私からの説明は以上でございますが、予算の詳細については各課長が説明いたします。よろしく願いをいたします。

△議案第３７号 平成２９年度薩摩川内市

簡易水道事業特別会計予算

○委員長（福元光一）それでは、議案第３７号平成２９年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）それでは、予算調書で説明いたしますので、予算調書の２６８ページをお開きください。

議案第３７号平成２９年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算について、水道管理課分の概要を説明いたします。

歳出から説明いたします。

１款１項１目一般管理費の水道管理課分は、事項、一般管理費の１，１８６万１，０００円で、上甕島・下甕島簡易水道の業務、営業に要する経費であります。

主なものについて、右側に記載しておりますが、検針業務委託、消費税を計上しております。

続きまして、下段の表、３款１項１目元金、事項、長期債償還元金８，３８６万２，０００円を計上しております。

２６９ページをお開きください。

２目利子、事項、長期債償還利子１，６３８万３，０００円を計上しております。

次の５款１項１目、事項、予備費として１００万円計上しております。

以上が水道管理課分の歳出であります。引き続き、水道工務課分について、水道工務課長が説明いたします。

○水道工務課長（四元新一）それでは、水道工務課分の歳出について説明いたしますので、予算調書の２７０ページをごらんください。

１款１項１目一般管理費１億４，２６９万４，０００円は、上甕島及び下甕島簡易水道施設の維持管理等に係る経費でございます。

経費の主なものは、下甕の水道業務作業嘱託員一人と職員５人分の人件費のほか、水道法に基づく毎日検査に伴う休日水質検査業務や、各施設の管理及び電気設備保安管理業務、公営企業会計化に向けた資産台帳作成業務等の委託料、下甕地域の遠方監視システムの更新や長浜浄水場流入弁取りかえ及び制御回路増設等に伴う工事請負費でございます。そのほか、水質検査手数料や施設管理に必要な光熱水費、漏水等に対応するための修繕

料を計上しているところでございます。

次に、２款１項１目下甌島簡易水道建設事業費４,５２０万円は、下甌島簡易水道の施設整備に係る経費で、長浜地区で平成３０年度から下水道整備にあわせて計画している配水管布設替えに伴う委託料と、鹿島地区で実施中の老朽管布設替えに伴う工事請負費が主なものでございます。

別冊となっております建設水道委員会資料の２ページをお開きください。

鹿島地区の老朽管布設替えにつきましてですが、平成２６年度から平成２８年度までの３カ年計画で実施してまいりましたが、国の補助内示の関係で平成２９年度が最終年度ということで、図面の赤線部分１,０９５メートルの配水管布設替え工事を計画しているところでございます。

以上で、水道工務課分の歳出の説明を終わります。

引き続き、歳入について水道管理課長が説明いたします。

○水道管理課長（草留隆志） それでは、歳入について説明いたします。

前に戻っていただきまして、予算調書の２６６ページをお開きください。

１款１項１目水道使用料１億６０１万５,０００円は、上甌島・下甌島簡易水道の給水使用料等であります。

３款１項１目簡易水道事業補助金１,９１０万円は、下甌島簡易水道建設事業に係る国庫補助金であります。

６款１項１目一般会計繰入金１億４,５８０万７,０００円は、一般会計からの財政援助分であります。

７款１項１目繰越金１,０００万円は、前年度繰越金の見込み額を計上しました。

２６７ページをお開きください。

９款１項１目簡易水道事業債１,９１０万円は、下甌島簡易水道建設事業に係る市債であります。

続きまして、地方債について説明しますので、別冊の各会計予算書、予算に関する説明書の１６１ページをお開きください。

第２表地方債につきましては、簡易水道事業の建設事業に係る地方債の限度額を１,９１０万円とするものであり、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表記載のとおりであります。

続きまして、平成２９年３月議会建設水道委員会資料の１ページをお開きください。

水道局の公営企業会計化に向けた取り組みについて説明いたします。

国からの要請により、簡易水道事業、下水道事業について、資産の現状を把握し、計画的な経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上させることを目的に、公営企業会計への移行が求められております。

簡易水道事業では、平成２９年度に固定資産台帳作成業務を委託、公共下水道事業など５事業では、平成２９年度に公営企業会計化業務委託を予算措置し、平成３０年度に債務負担行為の設定をしたところです。

今後、固定資産台帳に基づく会計移行準備、企業会計システムの導入に向けた検討を行い、平成３２年度に公営企業会計を開始する予定で取り組みを進めてまいります。

以上で、議案第３７号平成２９年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第３８号 平成２９年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算

○委員長（福元光一） 次に、議案第３８号平成２９年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算を

議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志） それでは、予算調書の273ページをお開きください。

議案第38号平成29年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算について、水道管理課分について概要を説明いたします。

歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費の水道管理課分は、事項、温泉管理費の627万1,000円であります。経費の主なものは、水道局お客さまセンターに係る委託料等を計上しております。

5款1項1目予備費100万円を計上しております。

以上が、水道管理課分の歳出であります。

引き続き、水道工務課分について水道工務課長が説明いたします。

○水道工務課長（四元新一） それでは、水道工務課分の歳出について説明いたしますので、予算調書の274ページをごらんください。

1款1項1目温泉管理費4,988万9,000円は、樋脇、入来、祁答院地域の温泉給湯事業の施設の維持管理に係る経費でございます。

経費の主なものは、職員一人分の人件費のほか、施設の除草業務や紫外線装置の保守・点検業務等の委託料、市比野地区配湯管の老朽管更新及び温泉場地区土地区画整理地内の配湯管布設替え等の工事費でございます。そのほか、施設管理に必要な光熱水費や、漏湯、ポンプ入れかえ等に対応するための施設修繕料も計上してございます。

以上で、水道工務課分の歳出の説明を終わります。

引き続き、歳入について水道管理課長が説明いたします。

○水道管理課長（草留隆志） 引き続き歳入の説明をしますので、前に戻っていただきまして、予算調書の271ページをお開きください。

1款1項2目分湯使用料は、樋脇、入来、祁答院の3地域分で3,326万円を計上しました。

3款1項1目一般会計繰入金1,759万1,000円は、一般会計からの財政援助分であります。

4款1項1目繰越金100万円は、前年度繰越金の見込み額を計上、5款3項1目雑入は、移転

補償費等を計上しました。

272ページをごらんください。

入来温泉湯之山館に係る歳入です。

2款1項1目財産貸付収入は、自動販売機設置に係る土地貸付収入を計上しております。

以上で、議案第38号平成29年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算の説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博） 今の一般会計繰入金が昨年から比べると約1,098万円減額という、その根拠というか、教えていただけますか。

○水道管理課長（草留隆志） 温泉給湯事業につきましては、基準外の財政援助分というのは一般会計からは温泉給湯の特別会計の予算になりますので、平成28年度は湯之山館に係る経費が結構多かったものですから、その分が平成29年度に減ってきているということで、一般会計からの繰出金も減ってきております。

以上です。

○委員長（福元光一） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第50号 平成29年度薩摩川内市水道事業会計予算

○委員長（福元光一） 次に、議案第50号平成29年度薩摩川内市水道事業会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志） それでは、別冊と

なっております水道事業会計予算書の４ページをお開きください。

議案第５０号平成２９年度薩摩川内市水道事業会計予算について概要を説明いたします。

さきの本会議で局長が説明した部分は省略させていただき、予算の内容について主なものを説明いたします。

収益的収入及び支出のうち収入では、水道事業収益を１８億８，５５５万８，０００円とし、水道料金・給水負担金等の営業収益と、一般会計補助金、長期前受金戻入、資本費繰入収益等の営業外収益を計上しております。

５ページをお開きください。支出になります。

１款水道事業費用で１５億９，１５３万２，０００円計上し、内訳としまして、１項営業費用として、１目原水及び浄水費に浄水場、各水源地に係る維持管理費を、以下、配水及び給水費に配水管や給水管の維持管理費を、総係費にその他の管理経費全般を、最後に減価償却費、資産減耗費等を計上しております。

２項営業外費用として支払利息等を計上し、３項特別損失として過年度水道料金等還付金、最後に予備費を計上しております。

以上、収入合計１８億８，５５５万８，０００円、支出合計１５億９，１５３万２，０００円であります。

続きまして、６ページをごらんください。

投資的経費の資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入ですが、企業債、工事負担金を計上し、収入合計４億３０８万５，０００円であります。

支出におきましては、１款資本的支出、１項建設改良費では、１目改良費に水道施設に係る新設改良費を、２目メーター費に新設水道メーター購入費を、３目固定資産購入費にポンプ購入費等を計上しております。

２項企業債償還金として、４億１，４３１万４，０００円計上しております。

以上、支出合計１２億２，８３１万１，０００円となります。支出に対し収入が不足する額８億２，５２２万６，０００円については、前のページ、２ページになりますが、予算第４条に定めた減価償積立金、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等の財源で補填するものであります。

７ページをお開きください。キャッシュ・フロー計算書であります。

１、業務活動によるキャッシュ・フローは、収益的収入及び支出に係る現金の収支、２、投資活動、３、財務活動によるキャッシュ・フローは、資本的収入及び支出に係る現金の収支であります。１年間の現金の収支として、７億７，７１０万７，０００円の現金残高になる予定しております。

８ページから１２ページまでは、職員給与費の明細書であります。

１３ページをお開きください。継続費に関する調書で、アセットマネジメント計画策定業務委託に係る年割額と財源内訳等であります。

１４ページをごらんください。債務負担行為に関する調書で、丸山浄水場運転管理等業務委託、水道事業窓口等関連業務委託の限度額等を記載してあります。

１５ページをお開きください。１８ページまでが平成２９年度の予定貸借対照表、１９ページから２４ページが平成２８年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、２５ページから２６ページが注記項目、２７ページから３３ページが参考資料となっております。

３３ページの１款１項１目改良費の工事請負費には、水道局庁舎の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への改修工事費を計上しております。

以上で、水道管理課分の説明を終わります。

引き続き、改良工事の内容について、水道工務課長が説明いたします。

○水道工務課長（四元新一） それでは、水道事業の改良事業について説明いたしますので、別冊となっておりますピンクの表紙の平成２９年度水道局当初予算資料の１ページをお開きください。

既に委員の皆様も御承知のとおり、平成２８年度から水道施設事業計画に基づき、年間７億５，０００万円の事業費を投じて施設の計画的な更新や基幹施設の耐震化等を図っており、平成２９年度も引き続き資料に記載のとおり計画で実施する予定としていただいております。

それでは、２９年度の事業内容について地域別に説明いたします。

まず、川内地域ですが、上から、統合認可申請書作成業務委託は、現在、地域で管理運営されている青山町４地区の飲料水供給施設及び専用水道

を水道事業に統合するための認可申請書を作成するもの。導・送水管布設替え工事は、青山水源導水管ほか2路線の基幹管路1,840メートルを耐震管に布設替えするもの。配水管布設替え工事は、県道荒川川内線ほか3路線の老朽管1,630メートルを布設替えするもの。配水管布設工事（新設）は、上川内地区と水引地区を結ぶ連絡管の整備を図るため、国道3号ほか1路線に720メートルの配水管を布設するもので、2番目の水引加圧施設実施設計業務委託もこれに関連した業務でございます。施設整備（更新）工事は、丸山浄水場の計装設備の老朽化に伴う設備更新のほか、高江及び網津水源地に非常用発電機を設置するもの。

次に、樋脇地域ですが、配水管布設替え工事は、市道金具牟礼線ほか4路線の老朽管及び漏水多発路線2,080メートルを布設替えするもの。

次に、入来地域ですが、配水管布設替え工事は、市道柳ヶ迫線ほか2路線の老朽管800メートルを布設替えするもの。

次に、東郷地域ですが、施設整備工事は、藤川の戸屋川浄水場廃止に向けた施設整備の一環で、代替水源としての地下水を求めてボーリング工事を実施するもの。配水管布設替え工事は、市道古城上水流線ほか1路線の老朽管890メートルを布設替えするもの。

次に、祁答院地域ですが、秋上第2配水池実施設計及び地質調査業務委託は、上手地区の安定給水を図るための施設整備の一環で、配水池の設計を行うもの。施設整備（地下水源開発）工事は、現在、表流水を水源とする黒木、中武地区において、これまで大雨等による濁度上昇で取水できない状況が幾度となく発生しているため、安定水源である地下水を求めてボーリング工事を実施するもの。配水管布設工事（新設）は、県道下手山田帖佐線ほか1路線670メートルで連絡管等として配水管を布設するもの。

次に、全地域に関連したものとして、アセットマネジメント計画策定業務委託を実施する予定で、これは、今後持続可能な水道事業を実現するため、中長期的な視点に立って更新需要や財政収支見通し等を検討し、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に管理運営するための計画を策定するものでございます。

以上が各地域の計画ですが、このほか、それぞ

れに区画整理や道路工事等に対応するための負担金工事と材料支出工事を、これまでの実績等により見込みで計上しているところでございます。

なお、この計画につきましては、現時点での計画であり、諸般の事情等により変更する場合がありますことを御理解ください。

以上で、水道事業の改良事業内訳につきまして説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）本当に基本的なことで、私が認識不足なんですけど、収入が18億8,500万円ほどある、支出合計が15億9,100万円ぐらいなんで、この差額はどこにどんなふうに計上されているんですか。

○水道管理課長（草留隆志）水道事業会計の場合は公営事業会計でございまして、一般会計の場合は歳入と歳出が同額ということで予算措置をしておりますが、簿記会計の場合は、収益的収入と資本的収入という収入支出がございまして、二つに分かれておりまして、今おっしゃった18億と15億というのは、この差が、まあ言えば利益になってきます。この利益が出たものが資本的の、いろんな工事、改良をするときの財源という形になってくるといような考えになりますので、簿記の場合は収入と支出が一致しないというか、収入のほうが大きくなるような形での会計になっておりますので、一般会計とちょっと作り方が違っております。

以上です。

○委員（成川幸太郎）わかりました。よく余り理解が進まないということですが、ちょっとまた勉強させていただきたいと思います。

○委員長（福元光一）ほかにごいませんか。

○委員（川添公貴）1点お聞きしたいと思うんですけど、今、事業費に対して内訳を説明いただいたんですが、給水率というんですかね、全世帯に対して何％給水できているのかというやつですね。今回、新設工事が少ないので、どのぐらいになるのかなと。本土だけでいいんですけど、川内、樋脇、入来、東郷、祁答院でいいんですけど、教えてもらえませんか。

○水道工務課長（四元新一）平成27年度の決

算でいきますと、水道事業につきましては、行政区域内人口に対します現在給水人口ですが、給水率としましては99.4%でございます。

あと、簡易水道事業につきましては、これが96.3%となっているところでございまして、水道事業と簡易水道事業を合わせまして、普及率といえますか、行政区域内人口に対する普及率につきましては97.4%でございます。

○委員（川添公貴） わかりました。これ人口ですよ。それで、何でかという、的場とか役田が水道が来とらんもので、あのときいろいろ話をしたとき、旧川内は、旧川内ですよ、川内地区は給水率が悪いと聞いていたものですから、旧4町に対して、4町は99%を超えてたんですけど、大都会の川内が上水道がないというのはおかしいんじゃないかと思って、それがあったんでお聞きしたんですけど、できればもうちょっと予算を組んで、住民の意向もあるかもしれないんですけど、接続管の手数料が、旧川内市としては合併後調整されて低くなったですよ。ですから、絶好のチャンスだと思うんで、事業計画が途中で変えられると思いますので、できればもうちょっと普及をさせていただきたいなと思ってはいるところでした。

というのは、前回1年間事業計画を、1年間水道料値上げをとめましたよね。かなり影響が出ると思うんですよ。だから、あれとめてなければ、その分を余裕を持って整備ができたんじゃないかと思うんで、そこら辺を踏まえて、この平成29年度の補正で対応できるようであれば、ぜひ対応していただきたいと思うところでした。「あたいげずいは水道が来とったんだよね、そこら辺いけばまだ水は来とらなっただよ」そういう事情があったんで、今後ともそういう方向でいろんなことを検討していけるのか、お考えがあったら教えていただきたいということです。

○水道工務課長（四元新一） 今、委員からありましたのは上田海地区のことかと思います。これは十数年前ですかね、やっぱり要望が強くて、過去いろいろ自治会長さんを通して調査してまいりまして、今でもそのデータはまだ残っております。だから、引いた場合、浄水場を整備した場合、何戸給水していただけるのか、その辺も全部含めたときに、なかなか給水率が上がらないと。要は接続していただける方が少ないと。高齢化も進

んでるし、跡取りもいないと。井戸で十分だということで、上田海地区についてはそういう事情で整備を進めてこなかったという経緯がございます。

あと、もう一つ、陽成地区が普及していないという状況です。水道管の整備がされておられません。陽成地区につきましても、ボーリングとか、井戸が既にそれぞれで整備されていて、これで十分だと、以前の意向調査なんかでもそういうデータが残っておりまして、その関係で、陽成地区であったり、上田海地区であったりとか、なかなか水道の計画は進まなかったという現状がございます。

もし、今後地域でどうしてもという声があるようであれば、そこは当然、我々としましても検討していかないと、再検討ですね、すべきと考えているところでございます。

以上です。

○委員（川添公貴） たしかあのときの的場も調査していただいたと思うので、14戸数ぐらいのうち、入っていいというのが2戸数だったかな、たしか。なんで、さっきも言いましたように、長期的な展望で、水道がないから人が来ないのか、人が来ないから水道がないのかということがありますので、できるだけああいふ事業計画をきちっと進めていただいて、1年おくれたですけど、やっていただきたいと思うところでした。

それともう1点、私ちょっと資料の見つけ方が下手なんですけど、この19ページかな、予算に関する説明書ですね。営業費用の中で減価償却費が計上してあるんですけど、資産台帳はどこに計上してあるんですかね。資産台帳があって、償却年数があって、パーセントが出てくるんで、その合計がこの金額だと思うんですけど、その資産台帳はどこに計上してあるのかというのを教えてもらいたいんです。

○水道管理課長（草留隆志） 今、質問があったんですけども、一応減価償却費としては19ページのほうに金額は出してあるんですけども、資産台帳としての様式はこの予算書の中には出すようにはなってないものですから、この予算書としては特に出してないところでございます。

以上です。

○委員（川添公貴） わかりました。見つけるのが下手だったのかなと思ってたんですけど、できれば、減価償却は資産ですので、もとがですね。

これに対して償却していくので、やはり参考資料でもいいですので、資産台帳等をお示しいただき——だから、減価償却費が6億8,157万かな。ということになると、年度数によって違うんですけど、定額、定率どちらで償却されているんですか。まあいいです。だから、定額でいけばこれぐらいとわかるんで、できればその辺をお示しいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）去年が10%引き上げて、ことしが8%だったと思うんですが、水道事業収益の中で、営業収益と営業外収益というふうになってるわけですが、純粋に水道料金の値上げによってどれだけの収益増というふうになるのかということをお尋ねしたいのと、それから、青山4地区統合認可申請書ということが書いてあるわけですが、私も青山の方からちょっと聞いた話ですが、もともとは山水が何かを使っているような、そういう集落があって、そこを、水道事業の中に入るから、いろいろ設備もしなくちゃいけないとかということで、値上げが検討されているという話をちょっと聞いたんですが、それは正確なことなのかどうか。そして、どのぐらいの水道料金の値上げになるのかということをお教えいただきたいと思います。

○水道管理課長（草留隆志）水道料金が18.4%上がりまして、平成28年度が10%、平成29年度で8.4%改定されます。平成27年度と比較しまして、平成28年度が約1億円、さらに平成29年度が1億円概算で上がりまして、平成27年度から比較して、平成29年度は約2億円料金は上がるという形で積算しております。

以上です。

○水道工務課長（四元新一）私のほうから、青山4地区のことにつきまして、青山4地区につきましては、これまで組合をつくってそれぞれ運営されてきたんですが、高齢化等が進み、あと施設も老朽化が進んでいるという状況の中で、今後、組合で維持管理するのはなかなか厳しい状況であるということで要望がございまして、水道事業の

ほうに統合してほしいという要望がございまして、これは当面設備はそのまま、施設のほうはそのまま引き継ぐと。経営統合という形で水道事業に統合するというところでございます。

そうしますと、当然、今、組合で運営している水道料金というのは、多分1カ月何百円とか、それぐらいの金額なんですけど、水道事業に統合されますと、当然、一律の現水道料金をお支払いいただくということになりますよということで説明会等でお話をしまして、それをお願いしますということで、今、事務を進めているところでございます。

以上です。

○議員（井上勝博）何百円というのが平均してどれぐらい上がるのかなということなんですけども。

○水道管理課長（草留隆志）ちょっと青山のほうの単価を幾らというのは、ちょっと把握してないんですけども、今の薩摩川内市の水道料金よりは安いというふうには聞いております。今度、平成29年4月からの水道料金でいきますと、一月15立方メートル使った場合に、一月の請求金額というのは2,180円に、市の水道料金はなりますので、これよりは青山のほうは今は安いというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第36号平成

29年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。
当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志） それでは、予算調書の257ページをお開きください。

議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算のうち、水道管理課分について説明いたします。

4款3項1目水道費、事項、簡易水道事業費1億4,580万7,000円は、簡易水道事業会計への繰出金であります。

同じく下段の表、事項、温泉給湯事業費で、同会計への繰出金1,759万1,000円であります。

258ページをお開きください。

13款2項1目公営企業費、事項、水道事業費6,285万1,000円は、水道事業会計への繰出金を計上したもので、経費の主な内容は、右側、調書記載のとおりであります。

以上で、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算のうち、水道管理課分の説明を終わります。

○水道工務課長（四元新一） それでは、水道工務課分の歳出について説明いたしますので、予算調書の259ページをごらんください。

2款1項5目財産一般管理費31万1,000円は、旧工業用水施設の維持管理等に係る経費で、施設内の草刈り業務や浄化槽の点検業務委託等が主な経費でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前に返っていただき、75ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入、予算額6,000円は、管理施設内にある電柱等の貸付料でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第36号に係る審査を一時中止い

たします。

△所管事務調査

○委員長（福元光一） 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博） 無償譲渡された大村温泉と、貸し付けの黒木温泉についてのその後の経過をちょっと御報告をお願いします。

○水道工務課長（四元新一） 大村温泉と黒木温泉、大村温泉のほうは譲渡ですが、黒木温泉につきましては貸し付けということでございます。

今、我々が持っていますデータとしましては、1月までのデータを一応準備してございます。大村温泉につきましては、1月末現在で前年度より9,411人減、マイナス20.7%でございます。

あと、黒木温泉につきましては、7,588名です。3,806名の増ということで、昨年に比べて50.2%の増ということですが、黒木温泉につきましては、平成27年度が9月から12月の頭まで、ちょっとポンプの故障によりまして、休館状態がありましたので、こういう数字が出ていると思います。

大村温泉につきましては、御承知のとおり、去年の7月、温泉の料金を値上げして、今やっております。あわせて、水道料金がかなりウエートを占めていたと。支出の。そういう中で、先行投資ということで、ボーリングを自分でされて、経営努力をされてということで、我々としましても、譲渡したから、あるいは貸し付けしたからということでそっぽを向くんじゃなくて、事あるごとに先方の方と、有川商店さんになりますが、いろいろな話をしながら、経営状況を聞いたり、いろいろと問題等の課題、問題を一応お互い共有しながら、今後末永くこの温泉施設が経営できるような形で一応やっていきたいということで、今進めているところでございます。

以上です。

○委員（大田黒 博） わかりました。前回、以前、湯之山館が350円ですかね。150円を250円、で230円にされたんですけれども、

そのあたりの、同じ地区で、同じ地域で、市でそれだけの差があると、利用される方の移動といったものがやっぱり生じたのかなと思ってはいるんです。だから黒木温泉のほうに、黒木温泉も同じ金額でしたかね。

○水道工務課長（四元新一）黒木温泉のほうは270円です。大村温泉のほうが230円になっております。

○委員（大田黒 博）わかりました。やっぱり一つ心配するのは、それだけ譲渡されて、これだけ客数が減ってくると、経営が大変なのかなと思いつながら、自助努力をされてボーリングをされたんでしょうけども、何とかの形で一つ手助けといえますか、そういうものが必要なかなと思ったりもしますが、それだけ金額を下げられた、料金を下げられた中に、次のチェックが必要なかなと思って心配はしているんですけども、その辺の湯之山館あるいは黒木温泉との兼ね合いも出てくるのかなと思って心配はしているところですけども、わかりました。

あと一つだけ、先日、墓地の漏水の関係で、大変1週間ぐらい墓地の水道がとまったんですけども、漏水機能を探知するそれぞれの探知機というのは、どのあたりにどのぐらいの形であるんでしょうか。水道局が持っておられるんですよね。そうしたときに、その墓地の管理の方々が水道局に依頼されたときすぐ対応してもらえるのか、その辺をちょっと教えていただけないか。

○水道管理課長（草留隆志）墓地の給水管となりますと、基本的にはお客様のほうの管理区分になります。本来でしたら業者の方、給水装置の工事資格を持った工事業者の方をお願いされて、調べていただくと。修理までということで、後は最終的には減免措置、そういうところまでの流れになっておろうかと思いますが、水道局としまして、漏水探知機は一応持っております。御依頼があれば、我々もそうばつと対応できる状況にないときはなかなか難しいですけど、そういうばたばたしてない状況でございましたら、そういった漏水探知機等で調査をするということも可能かと思えます。それは時と場合によるかと思いますが、実際、基本的には給水管については指定工事店のほうに依頼されて、修理までしていただくというのが原則となっているところでございます。

○委員（大田黒 博）わかりました。その辺はそうだろうなと思っております。ただ、工事店において少し差があつて、できるところ、できないところとあつたものですから、それだけのものが隣の町の工事店にまで依頼したら半日ぐらいでできたということで、やっぱりその辺の指導を徹底していただいて、そうでなければ、こちらのほうの水道局のほうの探知機を持って行って、1日両日ぐらいで探知、見つけて、復旧するような形をとっていただけるようお願いしておきます。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）同じく無償貸し付けになった上之湯、下之湯の関係なんですけど、今まで150円ということだったんですけど、どうも値上げをするんじゃないかということどうわさが広がっていて、ほぼ、だんだんだんだん信憑性が強まってきているということで、心配されている方が出てきているんですけど、今の現状、そして、やっぱり、先ほどおっしゃったんですけど、譲渡したから市はもう関係ないよという立場ではないとおっしゃったんですけども、その辺のことについてはどういうふうにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○水道工務課長（四元新一）上之湯、下之湯につきましても、1月末現在のデータがございます。上之湯につきましては、平成27年度と比べまして、2,116名増です。逆に下之湯につきましては、2,924名の減でございます。

今、私どもが株式会社市比野温泉さんからお聞きしておりますのが、なかなか収支が厳しいという中で、ことし7月1日から料金の値上げをさせていただけないだろうか、したいというような意向を持っておられるということで聞いております。今、現行が150円ということでございますが、それを200円にというふうに私どもは今伺っているところです。当然、利用者の方への周知は市比野温泉さんのほうではきっちりとされるといことで我々は認識しているところでございます。

以上です。

○議員（井上勝博）長い間の温泉場でしたので、毎日毎日自分の自宅にお風呂がない方々が入っていらっしやるわけで、これがちょっとだけでも値上げしてもかなり家計に響いてくるということで、やはり民間になったから仕方がないというのではなくて、やっぱりこういったことについては何らかの規制もしなくちゃいけないのかな。必要な場合はやっぱり補助金を出すとかということも検討できないんでしょうか。

○水道局長（新屋義文）上之湯、下之湯、民間で営業させていただいております、市比野温泉という中での公衆浴場という経営をしていただいております。

経営努力もしていただいて、例えば、市としましては、例えば無償貸し付けする際にできなかった、工事ができずにお渡しした部分がございますが、その辺の部分についての援助的な部分はこれまでもやってきておりまして、例えば、水道料金の半額とか、それに見合った支出の減というのは今までもしておりますので、現在、そういうのを見ながらも、やっぱり経営が苦しいという中での値上げの御相談がございますけども、そこは皆様へのサービスという形で頑張らせていただいて、こちらもそういう経営状況がどうなるかというのは今後も把握しながら、お互いに協力して、公衆浴場が継続できるような形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道管理課及び水道工務課の審査を終わります。

ここで休憩します。

~~~~~

午前10時58分休憩

~~~~~

午前11時 2分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△下水道課の審査

○委員長（福元光一）次は、下水道課の審査に

入ります。

△議案第35号 薩摩川内市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一）まず、議案第35号薩摩川内市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）おはようございます。下水道課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第35号薩摩川内市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議会資料で説明いたしますので、議会資料の2ページをお開きください。

まず、制定の主旨であります、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の改善と公衆衛生の向上に資するため、平成29年度から平成31年度までの3カ年を生活排水処理対策強化期間として、公共下水道や農業集落排水など下水道処理区域内において小型合併処理浄化槽を改修して下水道へ接続する場合に、受益者負担金の一部を減免または分担金の全額を免除し、下水道への接続推進を図ろうとするものであります。

2の条例の一部改正の内容であります、（1）の薩摩川内市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正では、平成29年6月1日から平成32年3月31日までに下水道への接続に伴う排水設備等の工事計画の申請を行った場合、分担金の全額を免除するするものでございます。表記載のとおり、城上処理区は現行4万円、祁答院中央処理区では3万円を全額免除とするものであります。

（2）の薩摩川内市漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正では、表記載のとおり、上甕の平良処理区は現行3万円を、手打処理区では4万円を全額免除とするものであります。

（3）の薩摩川内市公共下水道事業川内処理区受益者負担金徴収条例の一部改正では、表の区分のとおり、小型合併処理浄化槽の設置補助金を受けた方は受益者負担金の50%を減免とし、設置補助金を受けていない方は80%を減免するものであります。表の負担金の額は、水道の給水メー

ターの口径が13ミリの場合を記載してあります。

次の3ページの(4)の薩摩川内市公共下水道事業上糞処理区分担金徴収条例の一部改正では、上糞処理区の現行3万円を全額免除するものでございます。

3の施行期日につきましては、新たな減免制度についての周知期間を設ける必要がありますことから、平成29年6月1日とするものであります。

ここで、議案第35号と関連する助成制度の見直しについて説明いたしますので、別紙建設水道委員会資料の3ページと4ページをごらんください。

今回の生活排水処理対策強化期間における助成制度の見直しについては、下水道への接続推進と下水道区域以外の区域においては、小型合併処理浄化槽への切りかえ設置の促進を図ろうとするものでありますが、4の対策(助成制度見直し等)をごらんください。

対策の一つとして、(1)は、先ほど議案第35号で説明しました受益者負担金等の減免額の増額であり、対策の2つ目として、(2)は、公共下水道等接続補助金の補助対象の拡大と補助額を増額するものであり、具体的には右側4ページの下段をごらんください。

現行の交付要綱では、下水道処理区域において、設置補助を受けずに設置した場合、合併処理浄化槽から下水道へ接続する場合に一律10万円を補助しておりますが、議案第35号の一部改正条例の施行日と同じ平成29年6月1日から、新たに単独処理浄化槽から下水道に接続する場合に6万円を補助、くみ取り式トイレから接続する場合に7万円の補助をするものでございます。

左側のページ、4の対策に戻っていただき、(3)は、小型合併処理浄化槽への切りかえ設置を促進するため、建築住宅課と連携を図り、既存住宅改修環境整備事業補助金の交付要綱を一部改正し、原則1回限りとしているものを、アでは、下水道への接続または小型合併処理浄化槽の切りかえ設置を住宅改修にあわせて実施するものに2回目の補助を認める、イでは、1回目の補助で下水道への接続または小型合併処理浄化槽の切りかえ設置をあわせた住宅改修を実施したものに2回目の補助を認めるという内容であります。

3年間の強化期間に限り、これらの助成制度の

見直しを行い、暮らしやすい薩摩川内、誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくりの実現のため、快適な生活環境と生活排水処理の向上を図るものでございます。

以上で、議案第35号の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長(福元光一)** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員(川添公貴)** ちょっと済みません、聞き漏らしたかもしれんとですけど、周知が、6月1日施行ですね。せっかくなのでいい制度なんで、周知をちょっと徹底してやるべきだろうと思うんで、その説明をもう一つお願いしたいということが1点。

2点目です。農業集落排水事業の特別会計の中の予算の中に、幾ら計上してあるのかですね。一般会計で組んであるのか、この特別会計にはちょっと見つけがならないものですから、どこに幾ら組んであるのかですね。予算をですね。この2点を教えていただきたい。

**○下水道課長(徳重勝美)** 6月1日からということではしております、周知に関しましては、4月10日号の広報薩摩川内に周知を掲載したいというふうに考えておまして、また、上下水道の関係の業者の方々等のほうにつきましても、リーフレット等を作成いたしまして、事前に説明をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、予算の関係でございますが、予算につきましては、公共下水道等接続補助金拡充ということで730万円と、それから建築住宅課分の関係で350万円、それと浄化槽の補助金分で356万円ということで、1,726万円を計上させていただいているところでございます。

以上です。

**○委員(川添公貴)** 3会計ですね。この議案が農業集落排水事業の改正ですね。議案自体がですね。だから、その特別会計に入ってるのかなと思ったんですけど、で、どこの会計に入りますかという質問だったんですね。だから、その会計を教えてください調べます。

それから、もう1点ですけど、先ほど10日号の広報薩摩川内に載せられるということだったん

ですけど、自治会長さんがかかわるころなんで、自治会長説明会があるんですよね。だから、そこでこの資料等をお配りになって周知をされれば、対象地区の方々はかなりいいのかなと思います。

もう総会には間に合わないと思うんですよ。今月が総会ですから、みんな。だから自治会長説明会のときに来られますから、そのとき配られればと思うんで、ぜひ、先ほど言いましたようにいい制度で、どんどん活用させていただいたほうがいいと思うんですけど。

最初の1点だけ。どこの会計にのっているのかというのを教えてもらえれば。どうしても見つけられないんで。

**○下水道課長（徳重勝美）** この予算につきましては、一般会計のほうで計上させていただいております。

**○委員（川添公貴）** 今、一般会計とおっしゃって、今見つけましたけど、下水道課が730万円計上されてますよね。ですから、できればもうちょっと、なかなかわかりませんので、どの課で幾らって、そこを教えていただければ、財政課が答えてもいいと思うんですけど、教えてもらえれば、大体今の金額を見て、何戸数予定されるんですかって、金額から計算すればわかると思うんですけど、そこら辺もお聞きしたいなと思ってたんですけど、できればそこを教えていただきたいですね。

**○財政課長（今井功司）** 予算の計上のあり方ですけれども、一般会計の歳出のほうにのっておりますのは公共下水道事業の補助金の関係でございます。農集排水、漁集排水は分担金の減免でございますので、それぞれの特別会計の分担金収入を減額する形で調整しているという予算の計上の仕方になっております。したがって、農集排水はそれぞれの特別会計の収入のほうで減額になっているということで御認識いただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

**○委員（大田黒 博）** 少し関連しますけれども、私もこの助成制度に対しては大変いいものだと思います。ただ、田舎の方で、これだけの減免されて、それだけの制度があるということ、川添委員も言われましたけれども、周知徹底する中で、少しカラーでわかりやすいように、高齢者

が多いんで、その方々が実際、洋式とか和式、そういうものを含めてどれぐらいもう一回かかるのか、その辺詳しく我々含めて少し回答いただければありがたいなと思っております。

**○下水道課長（徳重勝美）** このリーフレットにつきましては、見やすいような形で、文字だけではなくて何かイラストを入れたような形で理解できるような形でちょっと工夫してみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

**○委員（成川幸太郎）** 農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定の中で、制定の内容ですけれども、先ほど説明受けたんですが、米印で大馬越処理区、入来中部処理区及び里処理区は分担金なし、またその下にも下甌、片野浦処理区は分担金なしとなっている。この分担金がないというのはどういう。

**○下水道課長（徳重勝美）** 当時、この農業集落排水を整備されるという、合併前ですね。入来町につきましては、この分担金を設定しておりませんで、分担金なしという形でしておりましたので、各地区によりまして、当時の整備の状況によりまして、分担金を徴収したりとか、していないところがあるということでございます。

以上でございます。

**○委員（成川幸太郎）** 市の政策ということで、地域の状況によって分担金が出る、出ないというのが発生するということですか。

**○下水道課長（徳重勝美）** 合併前の当時に分担金を徴収していないところがありましたものですから、合併後も同じく当時の状況に合わせた形で、分担金をいただいているところ、とらないところというふうになっているところでございます。

**○委員（成川幸太郎）** ということは、今度の条例の改正で、分担金のこれだけのところがゼロになってなくなるんですけども、ほかでこういった分担金をとっているところはないんですか。この対象になって、分担金をとっているという。

**○下水道課長（徳重勝美）** 分担金を徴収しているところは、この議会資料の表の中に書いてあるところが分担金を徴収しているところでございます。ここの表のところにつきましては、3年間ににつきまして分担金を免除しようということでございます。

○委員（成川幸太郎）3年間が終わったときはまた復活するということですか。

○下水道課長（徳重勝美）そのように今のところは考えているところでございます。

○委員（成川幸太郎）できることならそのままほかの、地域によってとらないところがあれば、合併してそのまま、申請をされた場合にはそのままとらないというほうが整合性はあるんじゃないでしょうか。

○下水道課長（徳重勝美）3年後のこの状況を見まして、また検討したいというふうに思っております。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

○委員（川添公貴）財政課に聞きますけど、今、分担金がゼロになる、80%減免になるということで、分担金で当初で調整してあると。歳入ですわね。ということでしたよね。そうすると、この条例を発布することによって、3年計画の、平成29年、30年、31年度の見込みの市民の方々の世帯数ですわね。どれぐらい見込まれているのかというのが数字に出てこないということなんで、そこを教えてもらえませんかでしょうかね。実質、今この歳入を見ると、7万円分担金を計上しているんですよ。ただ、これは完全に簿外ですので、どれぐらい見込まれているのか。

それで、そのパーセントで平成27年度末の58%が31年度末で64%になる、6ポイント増、これわかるんですけど、大体の目安の戸数はどれぐらいを見ていらっしゃるのかなと思ってですね。本体数がわからないんでパーセントがちょっと厳しい。

○下水道課長（徳重勝美）この3年間におきまして6ポイントということですが、約445世帯ぐらい伸びるという形の試算で設定してございます。全部でございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △平成29年度予算の審査

○委員長（福元光一）次に、平成29年度各会計予算の審査を行います。

まず、予算の概要について、局長に説明を求めます。

○水道局長（新屋義文）それでは、下水道課所管に関する予算の概要について御説明いたします。

下水道課では一般会計のほか4つの特別会計を所管しております。

それでは、当初予算概要の138ページをごらんください。

下のほうですけれども、小型合併処理浄化槽設置整備補助事業としましては、平成28年度と同額の補助金に加えて、先ほど説明いたしました生活排水処理対策強化による増額分を措置させていただいており、次の139ページでございますけれども、公共下水道等接続補助金の予算増額等を行うほか、先ほども説明しましたが、建設部建築住宅課のいわゆるリフォーム補助金との連携を行うなどして総合的に実施することによりまして、下水道へのさらなる接続、それと小型合併処理浄化槽の設置促進を図ってまいります。

そのほか、139ページの次の欄ですけれども、公共下水道事業では、川内処理区の宮里浄化センターポンプ等の整備、平佐第二地区の污水管路の整備に加えて、その下の欄、下甕の長浜地区の整備に係る設計業務等に着手するほか、次の140ページでございますが、上甕地区では長寿命化対策を、また、次の農業集落排水事業では施設統合に向けた業務委託や機能強化事業を実施することとしております。これらの実施により、下水道事業全体において施設の適切な処理機能の確保や効率的な維持管理に向けた取り組みを行うこととしております。

私からの説明は以上でございます。予算の詳細



については課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

△議案第39号 平成29年度薩摩川内市  
公共下水道事業特別会計予算

○委員長（福元光一） それでは、議案第39号平成29年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、議案第39号平成29年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計予算について説明いたします。

予算調書の277ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目、事項、公共下水道管理費1億9,621万円は、川内地域の公共下水道施設及び上臈地域の特定環境保全公共下水道施設の維持管理等に係る経費でございます。

経費の主なものは、お客さまセンターによる窓口業務に係る公共下水道事業窓口等関連業務委託、平成32年度からの下水道事業の公営企業会計移行に向けた固定資産調査・評価業務委託、日常の維持管理及び災害対策の強化として災害時に必要な下水道台帳システム構築業務委託、川内処理区の宮里浄化センター等包括的維持管理業務委託など、川内処理区の雨水対策として、管路の老朽化状況を確認する雨水管渠点検業務委託、上臈処理区の中臈・中野浄化センター等に係る包括的維持管理業務委託等が主なものでございます。

次に、下段の2款1項1目、事項、公共下水道整備費6億8,079万7,000円は、川内地区及び長浜地区、上臈地区の公共下水道施設整備に係る経費であり、経費の主なものは、宮里浄化センターポンプ棟建設工事委託、平佐第二地区の污水管路施設詳細設計業務委託及び管路施設工事等のほか、長浜地区の終末処理場基本設計業務委託等が主なものでございます。

次のページ、278ページをごらんください。

3款1項1目、事項、長期債償還元金2億5,200万7,000円及び、下段の3款1項2目、事項、長期債償還利子8,505万6,000円は、施設整備時に借り入れました長期債の償還元金及び利子であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、

前に戻っていただき、275ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明します。

1款2項1目公共下水道事業負担金401万3,000円は、川内処理区に係る公共下水道事業受益者負担金です。

2款1項1目公共下水道施設使用料1億2,342万8,000円は、川内処理区及び上臈処理区の公共下水道施設使用料が主なものです。

3款1項1目公共下水道事業費補助金2億8,464万5,000円は、宮里浄化センターポンプ棟建設工事委託等に係る地方創生污水处理施設整備推進交付金等で、補助率は2分の1であります。

次のページ、276ページをごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金3億9,879万8,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金であります。

7款1項1目公共下水道事業債4億10万円は、整備費及び固定資産調査・評価業務委託に対応して措置するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたしますので、別冊の予算に関する説明書の205ページをお開きください。

第2表債務負担行為において、事項は公共下水道事業公営企業会計化業務委託で、設定期間は平成30年度、限度額は2,040万円、先ほど歳出で説明いたしました、公営企業会計化に向けた固定資産評価等を2カ年度にかけて実施する業務委託に係る後年度分の事業費について、債務を負担する行為として設定するものでございます。

次のページ、206ページの第3表地方債につきましては、公共下水道事業の施設整備等に係る地方債の限度額を4億10万円とするものであり、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第40号 平成29年度薩摩川内市  
農業集落排水事業特別会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第40号平成29年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第40号平成29年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

予算調書の281ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目、事項、農業集落排水管理費5,989万7,000円は、城上処理区ほか4処理区の農業集落排水施設の維持管理等に係る経費であります。

経費の主なものは、お客さまセンターによる窓口業務に係る本土地域の農業集落排水事業窓口等関連業務委託、公営企業会計移行に向けた固定資産調査・評価業務委託のほか、城上処理区、大馬越処理区、入来中部処理区、祁答院中央処理区及び里処理区の施設維持管理業務委託等が主なものでございます。

次に、下段の2款1項1目、事項、農業集落排水事業費8,720万円は、農業集落排水施設の機能強化に係る経費であり、入来町において処理区域が隣接する入来中部処理区と大馬越処理区の施設統合に向けた測量設計業務委託、城上及び里処理区において機能強化計画に基づく機械設備等の機能強化工事が主なものでございます。

次のページ、282ページをごらんください。

3款1項1目、事項、長期債償還元金1億1,086万円と、下段の事項、3款1項2目、事項、長期債償還利子1,919万3,000円は、施設整備時に借りました長期債の償還元金及び利子であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、279ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

2款1項1目農業集落排水施設使用料4,814万4,000円は、5処理区の施設使用料が主なものであります。

次のページ、280ページをごらんください。

3款1項1目農業集落排水事業費補助金493万6,000円は、農業集落排水施設整備に係る県の交付金で、補助率は事業費の10％に財政力指数を乗じた割合となっております。

4款1項1目一般会計繰入金1億3,204万1,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金であります。

7款1項1目農業集落排水事業債4,860万円は、施設整備費及び固定資産調査・評価業務委託に対応して措置するものであります。

9款1項1目農業集落排水事業補助金4,300万円は、施設の機能強化工事に係る国の農山漁村地域整備交付金で、補助率は事業費の50％でございます。

続きまして、債務負担行為について説明いたしますので、別冊の予算に関する説明書の230ページをお開きください。

第2表債務負担行為において、事項は農業集落排水事業公営企業会計化業務委託で、設定期間は平成30年度、限度額は1,050万円で、公営企業会計化に向けた固定資産評価等を2カ年度で実施する業務委託の後年度分の事業費について、債務を負担する行為として設定するものであります。

次のページ、231ページの第3表地方債につきましては、農業集落排水事業の施設整備等に係る地方債の限度額を4,860万円とするものであり、起債の方法、利率、償還の方法につきましては表記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** 1点だけお聞きしたいと思っています。歳入のほうで農業集落排水施設使用料の滞納分がございますよね。督促料の滞納分ということで計上されているものがあるんですけど、これずっと見ていくと、1点目、長期の滞納であるのかどうかということですね。当然計上しなきゃいけないんで、長期であるのかということが1点。

それから、里地区に関しては、滞納がほとんどない状態ですよ。やはりこの制度が広く予算措置を反映していくのに、ほかの地区にもお願い、水道料金とすればほとんど滞納がないんですよ、これ見ると。少しでも減らしていただきたいということで、この予算を実行していくのに、少しどうされるのか。この2点だけ教えてもらいたい。

**○主幹兼管理グループ長（野元正文）** 長期の件につきましては、農業集落排水の城上地区の方で1名の方が長期で高額滞納の方がいらっしゃいます。あとについてはほとんど前年分とか、そういう感じで該当があります。平成27年度分の滞納分というふうになっております。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

**○委員（川添公貴）** 収納率が高いところの活動をやっぱりほかのところにも周知徹底しなきゃいけない。

それで、城上が長期滞納ということなんで、法定の5年は越えてないだろうと思うんですよ。でも、予算措置をするときに、財政課にちょっとお聞きしたいんですが、とれる見込みがない可能性が高いやつを予算計上するのはいかがなものかなと思うんですよ。当然、そこにある債権を計上するのは当たり前なんですけど、見込みでやるべきところで、この計上をせずにやっていく必要があるだろうと。

それと、ほかのところについては前年度分、もしくはもう1年前ということなんで、これも長期の債権、長期にわたるとは思うんですけど、そういうのをなぜこういう予算計上の仕方をするのかですね。通常であれば、しないほうが歳出と合わせやすいですよ。見込みがないやつを計上しているのは、そこら辺をどう考えていらっしゃるのか。

**○財政課長（今井功司）** 繰り越し分につきまし

ては、予算を編成する上では、实际的に繰り越しの可能性が高いものにつきましては翌年度の予算に計上すべきだと考えております。額については、徴収できない可能性があるものについては、予算計上することによって歳入を過大に見てしまうという面も発生しますので、この計上のあり方については非常に注意しながら計上すべきだとは考えておりますが、また逆に、今度は徴収しなければならない、徴収する権限があるものについて予算を上げなければならないという反面もございますので、その辺の予算計上額につきましては、現行ではとる義務が発生しているものにつきましては、予算計上を今、現実としては計上しているところでございます。今後その計上のあり方については検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○委員（川添公貴）** とる権利、もしくは時効になってないやつは計上する義務がありますし、そういう予算措置もあると思うんですけど、何を言いたいかというと、とれないようなやつをいつまでも抱きかかえておくのは、職員の方の労働時間とか督促料とか、そういう労働時間と計算すると物すごく無駄なんですよ。だから、結果的に不納欠損で処理したほうが早いだろうという考え方を持ってるんで、今年度、平成29年度で何らかの動きがないときは、そのような方向でまた考えていかれたらなとは思っています。

というのは、バランスを考えたときに、どっちが得かですよ。不納欠損にしたほうが得なのか、人件費の相当額のほうが高いんじゃないかと。そこら辺がありますので、ぜひこういう計上のされ方も、難しいとは思いますが、不納欠損も頭の中に入れながら組んでほしいとは思っております。

以上です。

**○水道局長（新屋義文）** 税金と一緒にですけども、やっぱり公正公平といいますか、ある程度、この場合は下水道を使用していただいたのを滞納でございますので、やはりある程度職員としましても納入していただくという努力をしながら、おっしゃるとおり、どうしてもという部分については不納欠損を考えていきたいと思っております。

ただ、やはり市としましては、収入は確保していくという基本原則のもとに動きをとりながら、

今後の滞納者の動きも見ながら対応していくということで、今後もこれまでと同様の対応でいきたいと思います。適切に判断をしていきます。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

○委員（宮里兼実）私は、先ほど川添委員とは全く違う考えで、やはり滞納をするということを見たら、下水道だけでなくして、それはもちろん水道料金、いろんな住宅、税金、いろいろありますけれども、何で長年滞納をさせるのか。やはり滞納しないように、今、それで不納欠損で落とせばいいと言いましたが、こういう例があれば、連鎖、そういう人が出てくる可能性もあったりするから、この下水道だけでなく、ほかの面に対してでもそういう不納者が出てくる可能性がありますので、そういうところはもうやはり徹底してやらなければ、欠損で落とせでいけば、真面目に払っている人がばかを見るというようなことになりますから、そういったことは徹底してやるようにこれからも続けてほしいと思っています。

終わります。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第41号 平成29年度薩摩川内市  
漁業集落排水事業特別会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第41号平成29年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、議案第41号平成29年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

予算調書の285ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目、事項、漁業集落排水管理費2,900万1,000円は、平良処理区ほか2処理区の漁業集落排水施設の維持管理等に係る経費であります。

経費の主なものは、公営企業会計移行に向けた固定資産調査・評価業務委託のほか、平良処理区、片野浦処理区、手打処理区の3処理区の処理施設等の維持管理業務委託が主なものでございます。

次に、下段の3款1項1目、事項、長期債償還元金4,178万円と、次のページ、286ページの3款1項2目、事項、長期債償還利子840万9,000円は、施設整備時に借り入れました長期債の償還元金及び利子であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、283ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

2款1項1目漁業集落排水施設使用料1,727万2,000円は、3処理区の施設使用料が主なものであります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金5,820万8,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金であります。

次のページ、284ページの7款1項1目漁業集落排水事業債310万円は、固定資産調査・評価業務委託に対応して措置するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたしますので、別冊の予算に関する説明書の250ページをお開きください。

第2表債務負担行為において、事項は漁業集落排水事業公営企業会計化業務委託で、設定期間は平成30年度、限度額は340万円で、公営企業会計化に向けた固定資産評価等を2カ年度で実施する業務委託の後年度分の事業費について、債務を負担する行為として設定するものでございます。

次のページ、251ページの第3表地方債につきましては、漁業集落排水事業に係る地方債の限度額を310万円とするものであり、起債の方法、

利率、償還の方法につきましては、表記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第42号 平成29年度薩摩川内市  
浄化槽事業特別会計予算

**○委員長（福元光一）** 次に、議案第42号平成29年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○下水道課長（徳重勝美）** それでは、議案第42号平成29年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算について説明いたします。

予算調書の288ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目、事項、浄化槽管理費1,293万5,000円は、上甕地区の市町村設置型戸別合併処理浄化槽の維持管理に係る経費であります。

経費の主なものは、浄化槽法に基づく法定検査手数料及び浄化槽維持管理業務委託のほか、公営企業会計移行に向けた固定資産調査・評価業務委託でございます。

次に、下段の3款1項1目、事項、長期債償還元金446万3,000円と、次のページ、289

ページをお開きいただき、3款1項2目、事項、長期債償還利子64万2,000円は、施設整備時に借りました長期債の償還元金及び利子であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、287ページをお開きください。

歳入の主なものは、2款1項1目浄化槽排水施設使用料661万6,000円は、市町村設置型戸別合併処理浄化槽の施設使用料であります。

4款1項1目一般会計繰入金988万8,000円は、歳出に対応して措置する一般会計からの繰入金であり、7款1項1目浄化槽事業債150万円は、固定資産調査・評価業務委託に対応して措置するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたしますので、別冊の予算に関する説明書の267ページをお開きください。

第2表債務負担行為において、事項は浄化槽事業公営企業会計化業務委託で、設定期間は平成30年度、限度額は160万円で、公営企業会計化に向けた固定資産評価等を2カ年度で実施するための業務委託の後年度分の事業費について、債務を負担する行為として設定するものでございます。

次のページ、268ページの第3表地方債につきましては、浄化槽事業に係る地方債の限度額を150万円とするものであり、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

**○委員長（福元光一）** 次に、審査を一時中止してありました議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○下水道課長（徳重勝美）** それでは、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算のうち、下水道課分について説明いたします。

予算調書の260ページをお開きください。

4款2項4目、事項、下水処理施設管理費2,220万6,000円は、永利処理区と鹿島処理区の地域下水道処理施設の維持管理等に係る経費であります。

経費の主なものは、永利処理区のお客さまセンターによる窓口業務等に係る地域下水道事業窓口等関連業務委託、永利処理区及び鹿島処理区の処理施設維持管理業務委託に係る経費のほか、地域下水道事業の公営企業会計移行に向けた固定資産調査・評価業務委託が主なものでございます。

次に下段の4款2項4目、事項、小型合併処理浄化槽整備補助事業費1億7,215万6,000円は、小型合併処理浄化槽の設置整備補助に係る経費であります。

経費の主なものは、お客さまセンターによる小型合併処理浄化槽設置整備事業窓口等関連業務委託に係る経費と、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金であります。

当該補助金は、10人槽以下の小型合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付するもので、補助金額は5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円、10人槽で54万8,000円であり、単独浄化槽からの切りかえについては、さらに10万円の上乗せをするものでございます。

次に、261ページをごらんください。

4款2項4目、事項、浄化槽費988万8,000円は、浄化槽事業特別会計への繰出金で

あります。

次に、下段の6款3項4目、事項、農業集落排水費1億3,204万1,000円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

次のページ、262ページをお開きください。

6款5項5目、事項、漁業集落排水費5,820万8,000円は、漁業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

次に、下段の8款5項4目、事項、下水道管理費8,668万8,000円は、下水道行政の一般管理に係る経費であり、経費の主なものは、一般職9人分の職員給与費等や日本下水道事業団の研修参加負担金等に係る経費のほか、公共下水道等接続補助金が主なものでございます。

次に、263ページをごらんください。

8款5項4目、事項、都市下水路管理費847万2,000円は、川内地域の都市下水路の維持管理に係る経費で、管路の老朽化等の状況を確認する都市下水路点検業務委託及び改修等工事が主なものでございます。

次に、下段の8款5項4目、事項、ポンプ場管理費868万6,000円は、川内地域の雨水ポンプ場の維持管理に係る経費で、中郷ポンプ場及び平佐ポンプ場の施設維持管理業務委託等が主なものでございます。

次のページ、264ページをお開きください。

8款5項4目、事項、公共下水道費3億9,879万8,000円は、公共下水道事業特別会計への繰出金であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、76ページをお開きください。

歳入の主なものを説明いたします。

14款1項3目衛生使用料2,084万3,000円は、永利処理区と鹿島処理区に係る下水施設使用料が主なものであります。

15款2項3目衛生費補助金5,338万1,000円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に係る地方創生汚水処理施設整備推進交付金で、補助率は3分の1であります。

16款2項3目、衛生費補助金3,197万7,000円は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に係る県補助金で、補助率は、本土地域が3分の1、甕島地域が4分の1にそれぞれ財政力により

補正された率となっております。

続きまして、債務負担行為について説明いたしますので、別冊の予算に関する説明書の10ページをお開きください。

第3表債務負担行為における下水道課分は、上から2番目の事項、地域下水処理事業公営企業会計化業務委託で、設定期間は平成30年度、限度額は450万円で、公営企業会計化に向けた固定資産評価等を2カ年度で実施するための後年度分の事業費について、債務を負担する行為として設定するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

ここで、議案第36号に係る審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

**○下水道課長（徳重勝美）** 下水道の経営戦略について説明をさせていただきます。

前回、12月議会の建設水道委員会でも説明いたしましたが、平成29年度からの普通地方交付税の算入に、今年度中の策定が要件となりましたことから、現行の特別会計での経営戦略を作成したものであり、今後、平成32年度からの公営企業会計化に向けた固定資産調査等の作業と並行いたしまして、公営企業会計移行後の経営戦略として改定することとしておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

それでは、建設水道委員会資料の5ページと6ページをごらんください。

経営戦略の概要で説明をさせていただきます。

1の事業概要であります。施設、使用料、組織等の現状把握と検証を行い、類似団体と比較・

分析を行いました。

2の経営の基本方針ですが、3つの基本方針と5つの施策を定め、健全な経営に取り組み、安全で快適な下水道サービスを持続し、環境衛生の向上と公共用水域の水質保全を図ることとしております。

方針1の下水道施設の整備及び維持管理の効率化では、施策1、下水道施設整備、施策2、下水道施設の維持管理として、宮里浄化センターの増設や長浜地区の下水道整備などの事業推進と、下水道施設の長寿命化対策や耐震化対策などを実施し、災害時における初動体制の強化に努めることとしております。

方針2として、生活排水の適正な処理の推進では、施策3、下水道への接続推進について、平成29年度から平成31年度の3カ年を生活排水処理対策強化期間として、助成制度の充実を図り、戸別訪問による下水道への接続推進に取り組みます。

方針3として、下水道事業の事業経営の安定化では、施策4、経営基盤の強化として、接続率向上による経営の健全・安定化、施設統合によるコスト縮減など、維持管理の効率化を図ることとしております。

施策5、経営基盤の安定では、平成32年度からの法適化により公営企業会計への移行を行い、ホームページ等を活用した下水道の普及啓発を図ることとしております。

3の投資・財政計画ですが、施設整備に関する投資試算と財源の見通しを試算した財源試算のほか、投資以外の経費も含めた今後10年間の収支計画を作成いたしましたが、投資試算においては、大型投資事業に基づき事業費を算定し、財源試算においては、現行の特別会計での作成のため、財源不足につきましては一般会計繰入金で調整したところです。

4の経営戦略の事後検証、更新等に関する事項ですが、進捗管理については、毎年度の決算後に検証を行い、平成31年度には法適化に合わせた改定を行うこととしています。

なお、特別会計ごとの経営戦略を別冊としておりますので、後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。

以上で、所管事務報告を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）生活排水で下水道への接続推進の今の説明の中で、未接続家屋、事業所等がまだ生活排水が未処理のまま流されているというのですが、これ統計的なことの説明は、というか、要するに対象家屋とか事業所のうち未接続がどのくらいあるかとかというのは把握されているのでしょうか。

○下水道課長（徳重勝美）公共下水道の接続の状況でございます。川内処理区につきましては約47%の接続の状況でございます。

あと、入来の方につきましては、約56%でございます。祁答院が約87%でございます。甌島のほうが、里が約80%、上甌のほうが約87%、下甌のほうが70%、鹿島が約88%という状況になっております。

以上です。

○議員（井上勝博）これは公共下水道などに未接続ということなんですかね。例えば合併浄化槽を設置されていない方は把握できるんですか。

○下水道課長（徳重勝美）今、説明いたしましたのは、集合処理といまして、下水の処理施設がある地区内での接続率を説明いたしました。地区外につきましては、ちょっとまだ詳しいデータがございませんので、今のところは、申しわけございません。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、下水道課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。再開をおおむね13時といたします。

~~~~~

午後0時 1分休憩

~~~~~

午後0時58分再開

~~~~~

○委員長（福元光一）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△建設政策課の審査

○委員長（福元光一）次は、建設政策課の審査に入ります。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）まず、審査を一時中止してありました議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

予算の概要について、部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、ただいまから建設部6課1室について審査のほうよろしくお願いを申し上げます。

2月の議員勉強会でも少しお話ししましたけれども、建設部の一般会計ベースでの総額が54億7,000万円、前年度より2億8,000万円ほど多く措置をされているところであります。

それでは、建設政策課について概要を説明をさせていただきます。

総額で3億828万4,000円を措置し、建設部の総括課として、部内職員の給与等が主なものになっております。川内川市街部改修事業、南九州西回り自動車道整備事業、蘭牟田瀬戸架橋建設促進事業など国・県事業促進に係る要望活動経費や各種期成会、協議会の負担金等も例年どおり措置をしたところであります。南九州西回り自動車道の阿久根川内道路は、本格着工に向けた詳細設計に入りますが、早い段階で用地買収に入れるように取り組むため、本年度から用地調査のため嘱託員を1名雇い上げることいたしました。

蘭牟田瀬戸架橋につきましては、想定を超える天候不良、時化等によりまして作業不可能日数が多く発生し、新聞報道でもありましたとおり、完成が31年度以降ということになっておりますが、予算のつき具合は順調でありますので、一日も早い完成につきまして検討、連携をしながら進めていきたいと思っているところであります。

詳細につきましては、課長のほうから説明ございますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）次に、当局に補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）建設政策課でございます。

よろしくお願いたします。

それでは、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算のうち建設政策課分について御説明いたします。

建設政策課の平成29年度予算につきましては、例年どおり、用地関係予算において地籍調査に関する事務経費と所有権移転登記並びに過去の未登記の解消等に関する経費を、また土木行政関係予算において、職員給与や国、県事業に关します期成会等への負担金等のほか、各種要望活動並びに関係機関・団体との協議調整に关します経費を計上しております。

まず、歳出から御説明いたしますので別冊となっております予算調書の190ページをお開きください。

上段の2款1項13目地籍調査費の事項、地籍調査事務費1,393万8,000円は、地籍調査業務にかかる職員給与費などの一般管理費及び地籍図の修正等にかかる経費でございます。

経費の主なものは、右の欄記載のとおり、一般職1名分の人件費並びに地籍図の修正業務委託等であります。

次に、下段の事項、用地管理事務費6,083万8,000円は、用地買収に伴う所有権移転登記並びに過去の未登記関係の解消業務に係る経費であります。

経費の主なものは、右の欄記載のとおり、登記事務を行う嘱託員14名分の報酬、一般職3名分の人件費、並びに公共嘱託登記等業務委託費であります。

次に191ページをお開きください。

上段の8款1項1目土木総務費の事項、土木総務費、2億2,843万7,000円は、土木行政に係る職員給与費などの一般管理費、並びに国県道の整備促進等に係る経費であります。

経費の主なものは、右の欄記載のとおり、一般職27名分の人件費、並びに関係団体であります九州国道協会等の各種協会、協議会、期成会などへの負担金等9件であります。

次に、下段の8款3項1目河川総務費の事項、河川管理費202万円は、川内川改修事業建設促進に関する関係機関との協議調整や要望活動等に係る経費であります。

経費の主なものは右の欄記載のとおり、川内川下流改修促進期成会への分担金及び川内市街部改

修促進期成会への補助金であります。

続きまして、192ページをお開きください。

上段の8款4項1目港湾総務費の事項、港湾総務費47万2,000円は、港湾整備促進に関する関係機関との協議調整や要望活動に係る経費であります。

経費の主なものは、右の欄記載のとおり、日本港湾協会並びに鹿児島県港湾協会など、関係団体への負担金3件であります。

続きまして、下段の8款5項1目都市計画総務費の事項、南九州西回り自動車道建設促進事業費257万9,000円は、南九州西回り自動車道建設促進に関する関係機関との協議調整や事業推進に係る経費であります。

経費の主なものは、右の欄記載のとおり、南九州西回り自動車道建設促進期成会、鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会及び南九州西回り自動車道阿久根川内道路建設促進協力会への負担金であります。

なお、先ほど部長からもありましたとおり、平成29年度から阿久根川内道路の事業推進を図るため、事業用地の相続や権利関係を調査するための用地調査業務嘱託員1名を配置することとしており、その嘱託員報酬を計上しております。

次に歳入について、御説明いたします。

前に戻っていただき、予算調書の53ページをお開きください。

14款2項1目手数料の78万円は、地籍調査の成果である、一筆座標・多角点座標等の地籍成果品交付手数料であります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一） ただいま当局説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員はおりませんね。

ここで、議案第36号に関わる審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）資料は準備してありませんが、南九州西回り自動車道の開通状況について御報告いたします。

既に新聞報道等で御存じとは思いますが、先日、3月11日に南九州西回り自動車道出水阿久根道路の高尾野北・野田間2.8キロが開通いたしております。

出水阿久根道路につきましては、平成29年度に出水高尾野北間3.9キロの開通が予定されており、出水インターチェンジから阿久根インターチェンジまでの出水阿久根道路14.9キロが、平成29年度で全線開通することとなっております。

また、平成30年度には、芦北出水道路の津奈木水俣間5.6キロも開通する予定となっており、南九州西回り自動車道約140キロのうち、平成31年度以降に残る区間は、芦北出水道路の水俣出水間16.3キロと阿久根インターチェンジから薩摩川内水引インターチェンジまでの阿久根川内道路22.4キロとなります。

市としましては、阿久根川内道路の一日も早い全線開通に向けて、強く要望していくとともに、平成29年度から事業用地の権利調査や相続調査等にも本格的に協力していきたいと考えています。

それから、川内川関係であります。今月7日に九州で初めてとなります、水系一貫の川内川水系かわまちづくりがかわまちづくり支援制度において新規登録されました。

川内川においては、これまで個別の市町で実施されてきました河川環境整備事業を水系一貫の考えの下にかわまちづくり計画を策定、推進し地域の活性化に資することを目的に設立された川内川水系かわまちづくり推進協議会、これについては、構成メンバーであります。沿線の薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町、えびの市の3市2町と、鹿児島県、宮崎県、国において策定された計画であります。

概要についてであります。川内川流域は、上流域からえびの市のクルソン峡、湧水町の阿波溪谷、伊佐市の東洋のナイアガラと呼ばれる曽木の滝、さつま町の轟の瀬、薩摩川内市の長崎堤防などがあり、自然、歴史、文化を反映した地域ごとに特色のあるすばらしい河川景観を有しているとともに、鮎やホタルが生息するなど、良好な河川

環境のほか、温泉地などの魅力的な地域資源が数多く存在しています。

これらの地域資源を活かすため、豊かな恵をもたらす川内川を核とし、河川の利用を基本方針として、単独地域では成し得ない地域活性化を目指すとともに、観光面での連携を強化して、かわまちづくりを中心とした、川内川ブランドを確立し、交流人口及び物産販路等を拡大し、地域経済の活性化を図ることとしております。

本市においては、向田地区と大小路地区を含む川内市街部の2地区が登録されました。

これを機に住民参加のもと市民が身近に水辺に親しめる場や各種イベントの活動拠点となるような河川空間づくりを進め、安全で親しみやすい川内川を目指していきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（森永靖子）どこで言っているのかわからないので、取りあえずお願い、聞いてみたいんですが、隈之城・高城線についてはどこで言っただけいいんですか。所管事務でまず、どこからでも言ってみるということでしたので。

よろしいですか。

今回、住民の方々から、地域の方々の集まりがあった中で話を進める中でですね、267から国分寺御陵下間の事業の再開があるのかどうか。

あるとすればいつ頃になるのか。まさか忘れられてはいないんだろうなということで、一応、聞いてみてくれということでしたので、お聞きしたいと思います。

○建設部長（泊 正人）隈之城・高城線の国道の267から京セラ第2工場下までの区間が1,000メートルちょっとだと思いますけれども、都市計画決定をされながら一向に動きがございません。

現在、都市計画事業といたしましては、川内川の市街部改修を大小路地区で行われている中郷五代線と駅前からホテルオトリのほうに行きます駅前白和線の2本を行っております。

今後実施しなければならない路線としては、隈之城・高城線とそれから川内駅東口で、まだ都計

決定はされておられませんけれども、東口から隈之城・高城線のセイカスポーツ辺りに、平成通しもコンベンションホールとか東口の開発なので、動きを見せないといけないというものなどがございまして、再開はしないといけないというふうには思っておりますけれども、まだ時期等が不明です、優先順位とかその辺をことしからちょっと検討しなければならないということで市長からも指示が出ておりますので、早い時期にそういう時期なり、めどについては、お示ししないといけないというふうには思っておりますので、もうしばらくお待ちください。

○委員（森永靖子）集まりの中で出たのが、やっぱり住宅の建設がどんどん進んできているので、にもかかわらず、やっぱり通勤、通学、買物、防災などについてはぜひ必要な路線だというふうに考えるし、先ほど部長もおっしゃったように、高城・上川内地区・東大小路・中郷地区、やっぱりぜひとも幹線道路としては必要だと考える。もう20年以上も前から都市計画化されているのではないだろうかというようなことで話をしてみてくださいということですので、一応。話いたしました。ありがとうございました。

○委員長（福元光一）ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。
以上で建設政策課の審査を終わります。
ここで休憩します。

~~~~~

午後1時16分休憩

~~~~~

午後1時16分再開

~~~~~

○委員長（福元光一）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△建設整備課の審査

○委員長（福元光一）次に、建設整備課の審査に入ります。

△議案第32号 薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する等の条例の制定について

○委員長（福元光一）まず、議案第32号薩摩

川内市普通公園条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）それでは、議案第32号薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する等の条例の制定について説明いたしますので、議案つづりのその2の32-1ページをお開きください。

提案理由は、建設部長が本会議で説明いたしましたので省略いたします。

次のページの32-2ページをお開きください。

併せて、議会資料の1ページをお開きください。

第1条で別表第1の各項に薩摩川内市農村公園でありました天神池公園他13公園を薩摩川内市普通公園条例に加え、第2条で薩摩川内市農村公園を廃止するものです。

条例改正後も引き続き同様に管理することから、地域住民及び公園利用者への直接的な影響は発生いたしません。今回の改正により、公園管理事業費で一元化に管理できることから、施設の突発的な修繕等の事案に対して、より円滑な対応が可能となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方をお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を議案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止し

てありました議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

予算の概要について部長に説明を求めます。

**○建設部長（泊 正人）** それでは、建設整備課について御説明をさせていただきます。

建設整備課につきましては、予算総額で17億1,980万4,000円を措置させていただきました。これは、前年度に比べまして6億円ほど多い額でございます。

一般道路整備事業、公園整備事業など、例年どおり実施いたしますとともに、都市計画道路につきましても、先ほども少し述べましたが、駅前白和線の新地橋の完成に向け取り組んでまいります。

平成29年度末には新設道路への切り替えを予定しているところでございます。

また、県で実施しております県道整備や港湾整備負担金につきましても例年どおり措置をさせていただいているところでございます。

指定管理制度によります市内公園の管理につきましてもさらなる充実に努めてまいりたいと思っております。

陸上競技場のトラック改修、丸山自然公園のクレーコートから人工芝への改修、また大小路地区で行われております河川改修に伴いますかわまちづくり事業などが新規事業となっております。

それから、鹿児島国体関連で、他の課からの執行委託が建設整備課にかなり入ってまいります。事業量が増加いたしますけれども、職員一丸となって頑張っていき、早期発注に努めてまいりたいと思っております。

詳細につきましては、課長のほうから説明がございますので、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（福元光一）** 次に、当局に補足説明を求めます。

**○建設整備課長（吉川正紀）** それでは、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算の建設整備課分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算調書の193ページをお開きください。

8款2項3目一般道路整備事業費の事業費6億3,404万9,000円は、道路新設改良事業及び県営道路整備事業負担金に係る経費です。

経費の主なものは、職員9人分の人件費のほか、各地域より要望のあった市道等の新設改良に伴う

経費及び県が施行する東郷西方港線ほか、県道整備に係る負担金です。

その他、エコパークかごしまに関連する周辺地域振興事業費も含まれております。

次に、下段の同目中甕江石線整備事業費の事業費3,706万8,000円は、上甕地域の市道中甕江石線の拡幅整備に係る工事請負費が主な経費です。

次に、194ページをお開きください。

同目鳥ノ巣線整備事業費の事業費5,157万8,000円は、鹿島地域の市道鳥ノ巣線の拡幅整備に係る工事請負費のほか、関連する補償費などが主な経費です。

次に、下段の8款4項1目港湾県営事業負担金の事業費4,000万円は、県港湾整備計画に基づき、県が管理する川内港、里港、長浜港の改修等に係る負担金です。

次に、195ページをお開きください。

8款5項2目駅前白和線整備事業費の事業費1億3,121万円は、駅前白和線の拡幅整備に係る経費です。

主なものは、工事請負費などや関連する支障物件移設補償などが主な経費です。また、先ほど部長からもありましたが、平成30年3月までには、新しい橋と橋への切り替えを予定しているところで

次に、下段の8款5項5目公園管理事業費の事業費4億7,918万9,000円は、市内全域の公園緑地等の維持管理、施設整備工事及び公園長寿命化事業に係る経費です。

経費の主なものは、職員4人分の人件費のほか、総合運動公園など、市内の都市公園及び普通公園など178公園の指定管理委託料のほか、隈之城川公園駐車場の管理や街路樹等の管理に伴う委託料、向田地区かわまちづくり事業に伴う施設整備や公園施設長寿命化事業施設整備等の工事請負費などが主な経費です。

次に、196ページをお開きください。

同目総合運動公園整備事業費の事業費2億3,000万円は、同公園の整備などに係る経費で、陸上競技場のトラックレーンなどの改修や野球場の観客席などの改修の工事請負費です。

次に、下段の同目丸山自然公園整備事業費の事業費1億1,500万円は、同公園の整備に係る経

費で、平成32年度開催予定の国民体育大会で実施する競技種目ホッケーの施設整備でクレーコートを人工芝に改修する工事請負費です。

なお、国民体育大会終了後は、サッカー場として利用します。

次に、197ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧事業費の事業費170万円は、台風や大雨等による災害発生時に、公園施設の破損や街路樹の倒木処理等に対応するための経費です。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただきまして、54ページをお開きください。

主な歳入について説明いたします。

上段の14款1項6目使用料の土木使用料で予算額1,400万4,000円で、都市計画使用料の主なものは、7段目の公園使用料（本庁分）150万円で丸山自然公園のほか有料公園施設の使用料です。

また、隈之城川公園駐車場使用料1,104万円は、月極205台分と時間貸し82台分の駐車場料金です。

15款2項6目国庫補助金の土木補助金で予算額2億2,435万9,000円で、道路橋梁費補助金は9,405万円です。一般道路整備事業費及び中甕江石線ほか1路線の整備に伴う補助金です。都市計画事業費補助金は5,995万円で、駅前白和線の整備に伴う補助金です。公園緑地事業費補助金は7,035万9,000円で、公園施設長寿命化事業及び丸山自然公園の整備に伴う補助金です。

17款1項1目財産運用収入の財産貸付収入で予算額145万円は、公園などに設置してある自動販売機などの貸地料です。

17款2項2目財産売払収入の物品売払収入で予算額230万円は、矢立農村公園のニジマス販売に伴う売払収入です。

21款4項2目受託事業収入の土木費受託事業収入で予算額4,500万円は、エコパークかごしまの建設に関連した周辺地域振興事業に伴う県からの受託事業収入です。

次のページの55ページをお開きください。

21款5項4目雑入の雑入で予算額444万4,000円で、主なものは、2段目の電気・水道

料実費収入金、寺山いこいの広場分100万円で、施設内に設置してある自動販売機等の電気料及びレストハウス等の水道料です。

また、5段目の川内駅西口駅前広場管理受託収入の240万円は、駅前広場の管理をJR九州との協定に基づき行っており、これに伴う管理受託収入です。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議方お願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（大田黒 博）国体対しまして、それぞれの競技場が少し整備をされるということなんですが、大体、状況、直接聞きながらわかってきましたけれども、一点だけ。この陸上競技場のこの2億3,000万というやつが、少しお話を聞いたところ、県の鴨池陸上競技場が少し使えなくなるということで、併せてこっちを使わせてくれということらしくて、県からのそういうこういうものに掛かるのを半分でも、何%かでも県ができないものかなという話も少し聞いたんですけど、話合いのあれはできているのか、その辺をちょっとお聞かせ願えませんか。

○建設部長（泊 正人）陸上競技場につきましては、鴨池陸上競技場がメイン会場になりまして、平成29年度の秋口から大規模改修に入ると。2年間掛かりますので、その間、高校総体とか県選手権とか、国体予選と、中学校の全国大会につながる大会が開催できないということで、基本的には、次にいい競技場というのが川内の3種競技場になります。そして、川内には、3,000メートル障害ができる水濠がついておりますので、県選手権とかそういうのは川内でやりたいということで、ずっと進めてまいりまして、市長も県に対して、そういう県の都合で、こちらもやるんだから、幾らかそういう県の補助をもらえないかということがあってですね、こう言っただけですけども、伊藤知事のときにも水面下でされておりましたけれど、最終的にはなかなか厳しくなっておりまして、私どもも県の陸上競技協会の会長が、本坊酒造の会長さんなんですけども、そちらに市民スポーツ課と出向いたりしてですね、したんですけども、結果的には県の国体事務局からも、ほか

にやってるので、ホッケー場とかいろいろやってるので、陸上競技場には、やれないというようなことで、一回断念しかかったんですけども、その県の都合もあるんですけども、もともとは平成5年にできて、もうかなり、1、2レーンは一回改修してるんですけど、3レーンから8レーンまで改修してなかったりして、そういうこともあって、今回は単独でやるということでしたが、ここに来てですね、ちょっと県からじゃないんですけども、別の補助が7,000万ぐらいは取れるようになってきましたので、県に対しては、逆に貸しをつくった形になっているというようなのが状況でございます。

○委員（大田黒 博）はい、わかりました。

県が使うんであったら、少しでも負担をとというのがもう少しどうかなと、国体準備委員会に出ながらですね、その県の課長ともう少しお願いはしたんですけども、そういう状況であるので、またいい形で進んでいくのかなと思っておりますので、わかりました。

ありがとうございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

○委員（川添公貴）8款5項5目の街路樹等管理業務委託かな。1,135万円と文字を読めばわかると思うんですけど、維持課なんですけど、道路伐採作業業務委託などと、この業務の内容の住み分けをまずは教えていただきたい。

○建設整備課長（吉川正紀）建設整備課で行う、街路樹等の管理業務委託1,135万円ですが、これにつきましては、都市計画道路というのがありまして、天大橋通りのクスノキとか、中パの前のクスノキ、また大小路・中郷線と言いまして、旧ルートインの前から警察署の前、そういう都市計画道路に生えてる樹木、それと低木については、建設整備課のほうで剪定とか伐採とかをやっています。それがここに出てくる街路樹等ということで上げているところです。

あと、そういう伐採、普通の市道の山とかそういう土手の草の伐採は維持課のほうになると思います。

以上です。

○委員（川添公貴）わかりました。維持課で質問します。

ありがとうございました。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで議案第36号に係る審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）これより、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）課がはっきりわからないんですが、道路が出てきてるんでお尋ねします。

昨年の9月議会で福元委員長が質問されました農道の市道への移管という業務が今後整備が整い次第進めていくことで、耕地課は200カ所ぐらいを建設のほうに言ってるんだという話があったんですけども、その後、農道から一般市道に変わったところが済んでるのがあったら教えていただきたい。

○建設部長（泊 正人）建設維持課のほうになりますが、要は農道を市道認定っていうよりも、農道だけれども、もう宅地化が進んだ地区の農道であるので、維持課で管理をしていきたいと思います。ということで、一つ路線ずつ市道認定していけばいいんでしょうけども、やはり、通常の管理は耕地課も担いながら、舗装が悪くなったりとか、側溝が悪くなったり、そういうときに維持課でやりましょうという取決めでありますので、特にその1年に何本ずつ農道を市道認定していこうという、そういう作業はまだ今のところはしておりませんが、将来的にはそういうことをしたほうがすっきりすると思います。まだそこには手を付けておりません。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、建設整備課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

---

△建設維持課の審査

○委員長（福元光一）次は、建設維持課の審査に入ります。

---

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（福元光一）まず、審査を一時中止してありました議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

予算の概要について部長に説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、建設維持課について御説明をさせていただきます。

総額で17億7,000万円ほどを予算措置させていただきました。ほぼ例年並みの規模でございます。

道路河川の維持管理を中心に業務を展開しております。

橋梁につきましては長寿命化計画に基づき、計画的に進め、内水対策におきましても川内川市街部改修に伴います旧田原病院付近の下内田樋管改修が行われるため、それに合わせた排水路整備を行い、川内川河川事務所付近の浸水対策を進めてまいりたいと思います。

それから、本会議でも御質問のございました道路河川の伐採等につきましても状況を把握しながら市民の要望に応えられるように業者委託等、スピーディーな対応に努めてまいります。

交通安全対策につきましても、春、秋の交通安全週間期間中に開催をされます各地区での道路診断で提案をされるガードレールやカーブミラー等の設置等、安全対策に努めてまいりたいと思っております。

詳細については、課長のほうから説明がございました。

よろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一）次に、当局に補足説明を求めます。

○建設維持課長（内田俊彦）それでは、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算の建設維持課分について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。

予算調書の198ページをお開きください。

8款2項1目道路橋梁総務費1億1,374万9,000円です。これは、道路橋梁に係る経費で、経費の主な内容は、道路調査設計等業務嘱託員等の報酬、及び一般職の給料、並びに道路台帳整理業務委託等の経費を計上しております。

次はその下になります。

同目道路橋梁附帯設備管理費2,542万2,000円です。これは、道路橋梁の附帯設備の管理に係る経費で、経費の主な内容は、道路照明の取替工事及び街路灯に係る電気料金並びに鉄道と交差している市道のアンダー部に設置しているポンプ場等の管理に係る経費等を計上しております。

次は199ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費6億8,951万9,000円です。これは、市道の維持補修等に係る経費で、経費の主な内容は、道路維持補修等業務嘱託員の報酬、及び道路愛護作業謝金、並びに市民の皆様からの御要望に対応するための道路維持修繕工事などや原子力発電所に伴う避難道路の整備として市道寄田・上野線の工事請負費等を計上しております。

次はその下の欄になります。

8款2項3目交通安全施設単独事業費2,000万円です。これは、交通安全施設等の設置に係る経費で、経費の主な内容は、カーブミラー、ガードレール、区画線など交通安全対策に係る工事請負費を計上しています。

次は200ページになります。

8款2項4目橋梁維持費3億5,840万円です。これは、橋梁の維持補修等に係る経費で、平成25年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、平成27年度より本格的に補修工事や点検業務を実施しております。経費の主な内容は、補修工事に係る工事請負費と補修に係る設計業務委託、それと橋梁点検業務委託に係る経費を計上しております。

次は下の欄になります。

8款3項1目河川管理費3,601万6,000円です。これは、河川、水門等の管理に係る経費で、経費の主な内容は、宮里ダム管理業務嘱託員、水門管理人等の報酬、河川愛護謝金並びに河川伐

採等業務委託料等を計上しております。

次は201ページをお開きください。

同目河川施設管理費3,260万円です。これは、水門等の修繕や河川のしゅんせつ、整備に係る経費で、経費の主な内容は、高江町の寒水川の護岸整備工事費と、地元要望や平成25年度に策定した河川の寄洲除去計画に基づく寄洲除去に係る経費を計上しております。

次はその下の欄になります。

同目排水機場管理費897万5,000円です。これは、排水機場の管理に係る経費で、経費の主な内容は、排水機場管理人及び補助員の報酬を計上しております。

次は202ページをお開きください。

8款3項1目急傾斜地崩壊対策事業費3,380万円です。これは、急傾斜地崩壊対策事業に係る経費で、経費の主な内容は、測量設計業務委託料と内門2地区外2カ所の工事請負費及び県営事業に係る負担金を計上しております。

次はその下の欄になります。

8款3項2目河川改修事業費80万円です。これは、県が事業主体でございます県単砂防事業の負担金であります。

次は203ページをお開きください。

8款4項1目港湾総務費241万4,000円です。

これは、上甕町の江石港と桑之浦港、2カ所の港湾の管理に係る経費で、経費の主な内容は、江石港の長寿命化修繕計画の策定に係る委託費を計上しております。

次は下の欄になります。

同目港湾排水機場管理費201万8,000円です。これは、里支所管内の荒切川排水機場の管理に係る経費でございます。経費の主な内容は、排水機場管理人及び補助員の報酬等を計上しております。

次は204ページをお開きください。

9款1項5目水防費66万1,000円です。これは、水防倉庫の備蓄資材の購入及び維持修繕の経費でございます。

次はその下の欄になります。

9款1項6目災害予防応急対策費1億2,581万9,000円です。これは、災害発生時の応急対策作業及び内水対策中・長期ビジョン

に基づく排水施設等の整備並びに特別災害復旧事業に係る経費で、経費の主な内容は、崩土除去作業の機械借上料及び浸水被害解消を目的とした排水対策事業の工事請負費並びに特別災害復旧補助金を計上しております。

次は205ページをお開きください。

11款2項1目現年公共土木災害復旧事業費3億1,139万4,000円です。これは、現年公共土木施設災害の復旧に係る経費で、一般職の給与費並びに公共災害復旧工事費等を見込みとして計上してございます。

次は下の欄になります。

11款2項2目現年単独土木災害復旧事業費948万円です。これは、単独災害復旧事業に係る経費で、工事請負費等を見込み計上しております。

以上で歳出の説明を終わります。引き続き歳入について御説明いたします。

予算調書の56ページをお開きください。

主な項目についてのみ説明させていただきます。

12款1項1目交通安全対策特別交付金1,400万円です。これは、道路交通法に基づく交通反則金について、県から交付されるものでございます。

同じく56ページから57ページにかけて記載してありますが、14款1項6目土木使用料3,157万円です。これは、道路橋梁使用料として、市道及び法定外公共物である里道、水路の九電柱、NTT電話柱、ガス管等の道路占用料及び使用料、それと上甕の桑之浦港で水産会社に荷揚げ場として一部占用させている港湾施設使用料です。

次は57ページの中ほどになります。

15款1項4目災害復旧費負担金1億7,726万9,000円です。これは、見込み計上の現年公共土木災害復旧費負担金でございます。

次はその下の15款2項6目土木費補助金1億9,162万円です。これは、橋梁維持補修事業3億4,840万円の国庫補助金でございます。

次はその下になります。

15款3項3目土木費委託金1,424万3,000円です。これは、国土交通省所管の水門及び排水機場等の管理委託金でございます。

次はその下の16款2項6目土木費補助金



1,250万円です。これは、急傾斜地崩壊対策事業2,500万円の県補助金分でございます。

次はその下の16款3項6目土木費委託金493万9,000円。これは、県管理の水門管理委託金と権限委譲事務委託金及び県管理港湾である里港へ流れ込む荒切川排水機場に係る管理委託金でございます。

以上で、建設維持課に係る平成29年度一般会計予算の説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** 先ほど部長から説明があったんですが、まず、道路伐採の作業についてですね、ちょっと2点ほどお聞かせ願いたいと思うんですが、この予算が通ったとして、発注時期がいつ頃になるのか。というのは、通学の新入生なんかですね、通学するのにちょうど伸びてきて、その樹木の間でよく見えないもんですから。いつも努力していただいているんですけど、大体どの辺頃から発注されるのかということが一点。

それから、もう一点ですね、多分ここになると思うんですけど、道路にかぶさってきてますよね。これ、わかって聞いてますからね。法的にもなかなか厳しいというのはわかるんですけど、何らかこの予算で手立てを打っていく方法を考えないと、地権者の承諾があってということですけども、できないかということ。この予算について二つですね。

それから、先ほどもありました、道路反射鏡等設置工事業の安全対策費ですね、これが春と秋の要望等を聞いてということで、部長が先ほど総合的に説明されたんですが、今、回ってみますと、かなり路面の塗料が取れてきているのがあってですね、予算的にも厳しいだろうと思うんですけど、年次的にちょっと計画を立てていただけないかなと。ことが東郷、来年が東郷、再来年が東郷とかですね、そういう計画は組めないでしょうか、東郷の一部、どこの一部という具合に組んでやっていただくのと。

それと、安全施設、カーブミラー、ガードレールの点検をどうされてるのかなと。多分、この予算の範囲内しかできないと思うんで。かれこれ2

年ほど、3年ほど前にお願ひしたカーブミラーがですね、まだ大事に壊れたままとってあるもんですから。そういう話でした。

それはもう私が見に行っていないで、はっきり言えないんですけど。大事にとっておくのも必要なんです。点検をですね、ぜひしていただきたいというので、その辺も春の交通安全週間に合わせてやっていただけるのかなというのが一つです。

今、取りあえず大きく2点だけお聞きしてみたいと思います。

**○建設維持課長（内田俊彦）** まず、伐採について。新しく通学もあるということで、いつ頃からかということですが、道路伐採につきましては、大体年に2回ぐらいをめどにこれまで要望があったところと毎年しないといけないというようなところを含めて、基本的にはお盆前とか、その後、もう一回という形で実施をさせていただいているところですが、通学が始まって見えない、そういうようなところもあるということであればですね、また現地等確認させていただいて、そういったところは早めに対応できるようにしていきたいというふうに思います。

**○委員（川添公貴）** 法面のそういうところじゃなくて、植栽がありますよね。市道なんかの立ち木植栽。ツツジとか、街路樹。あれがちょうど伸びてきてですね、街路樹のところを子どもが通って行くと見えないもんで。早めに切ってもらえないかということです。

法面については、もう言われたとおり、いつもやってもらってるんで。それはもう予算の範囲でしかできないだろうと思うんですけど。その範囲の中で、例えば中郷なんかがよく伸びてるんですよね。子どもが全然見えないんです。その意味です。済みません。

**○建設維持課長（内田俊彦）** わかりました。

一応、通常やる部分は今説明したとおりのやり方でやっています。今言われたような低い低木がある部分で維持課で管理をしないと見えない部分につきましては、現場等確認させていただいて、見えないようであれば低くまた刈るなどの対応を随時させていただきたいというふうに考えております。

それから、交通安全の表示、白線等とか、そういった横断歩道とか、表示が見えないということ

だろうというふうに思います。横断歩道等につきましては、県の公安委員会が実施することになりますので伝えていきたいと思います。それ以外の側線等につきましては、維持課のほうで実施することになりますので、適時、御要望があればやってはおるんですけども、2,000万という予算です。本当は、私もバイクで来たりすると、なかなか消えて、ここはないよねというようなところも認識はしているんですけども、予算の範囲の中ですね、まず、どこをまずしたらいいかということと相談しながらやってる関係上、そういうような状況になっております。

今後また表示について年次的に計画ができないかということです。これにつきましては、予算も関わることでございます。財政課長も来ておりますので、協議をさせていただきながら、確保に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、カーブミラー等の点検ということでしたけれども、現場等に出るとき、もしくは帰り、そういった古いミラー等がある場合につきましては、確認をし、新しいのに交換とかしてる状況にあるんですけども、なかなか全てにパトロールできない部分もございまして、見落としている部分もあるかと思います。そういったものにつきましては、また現場等も確認させていただきながら交換等させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員（川添公貴）限られた予算ですので、してほしいところはたくさんあるんですけど、さっき言ったように、順番を決めていただいてですね、それから横断歩道は県がやるというのはわかってるんで、停止線ですね、俗に言う。止まれがついてない停止線等々の部分だけ優先的にやっていけばそう掛からんのかなと思いました。

よろしくお願ひしておきたいと思います。

それとですね、今、歳入についてありましたんで、交通安全対策特別交付金について、この1,400万。これは算定基準はどうしてこう1,400万になるんですかね。

○建設維持課長（内田俊彦）これにつきましては、薩摩川内市内の発生した交通事故の件数、それとD I D区間の人口の数、それから道路改良率等の基準に基づいてですね、県のほうでそこら辺

の状況等を確認して配分されているという状況でございます。

私が以前、維持係長をしておった頃は、その内容まで昔はもらってたんですけども、最近はこの内容までではなくて、もう頭金だけ幾らっていう形で9月と3月の2回に分けて入ってくる形になっております。

一応、そういうことです。

○委員（川添公貴）そうなんです。これは納めた罰金の額に応じてですね、配るんじゃないんです。事故率とか、大きく事故率です。その人口割合の事故率に対して幾らって決まって交付される金額なんですね。

なぜここを聞いたかということ、交渉の余地があるのかなっていうような気持ちがあったんですね。県に対して、例えば、面積が薩摩川内市は広いですから、その市域を対象にすると、鹿児島市なんか人口が多くてうちとすれば、もう密集度が全然違うわけですから、そういう要求ができるのかなと思ったんですけど、それは財政課長がいますんで、答弁されると思うんですが。ぜひ、ここはもう、何でかと言うと鹿児島県はですね、相対的に、俗に言う上納県なんです。罰金の収める率は多くてですね、もらうのが少ないのが鹿児島県。それだけ事故が少ないということなんです。そこら辺もあって、ぜひ、今後とも取ってほしいんですけど、取れないときは、今言ったようにですね、これはお願ひなんです、ぜひ限られた予算の中で、ひとつたくさん人口割からいくとですね、東郷町は少ないんですが、東郷とかですね、いうところもありますんで、ぜひ進めて、順番を見てですね、やってください。

交通安全協会の役員がちょうど3人ここにいるもんですから。3人所属してて、3人ともここですんで。このメンバーの場所は忘れないように、よろしくお願ひしておきます。

○建設部長（泊 正人）最初で、春と秋の交通安全週間期間中の道路診断が主なんですけれども、当然、議員の皆さん、市民の皆さんから来たそういうカーブミラーが壊れてますよ、白線が薄いですよ、ガードレールが壊れてますよ、そういうときにはやっていきます。

2,000万という枠ですけども、もうこれについては道路維持費を回したりしながら、危ない

ところはやっていっておりますので、今後も危ない箇所については、交通安全対策ですので、やっていくということになります。

それと、ちょっと一つ抜けてたんですけど、山の木がこう被っている分はどうなのかという話がありましたが、それも地主さんの了解があれば、道路にかかっている分、背の高い車が当たるような分については、現在も維持課のほうでやっておりますので、よろしくお願いします。

○委員（川添公貴）ぜひそうよろしくお願ひしたいと思います。

交通安全対策費について、何でこうしつこかったかと言うとですね、大体もう10月、秋の頃ですね、予算がなくなってくるんですよ。ぜひ、これは当初ですから、6月、9月という補正を組めるチャンスがありますんで、真面目な顔して言いますが、ぜひ足らなくなりますんで、補正を組むような形でちょっとふやしてですね。道路維持費を回すというのじゃなくて、ふやしてもらうという形をお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、議案第36号に係る審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○建設維持課長（内田俊彦）所管の報告はございません。

○委員長（福元光一）これより、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、建設維持課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

#### △都市計画課の審査

○委員長（福元光一）次は、都市計画課の審査に入ります。

#### △議案第36号 平成29年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一）まず、審査を一時中止してありました議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

予算の概要について部長に説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、都市計画課について御説明をさせていただきます。

都市計画課一般会計ベースで総額2億9,070万6,000円を措置いたしました。川内川市街部改修事業とあわせて実施しております都市計画道路中郷五代線の整備を進めてまいります。

現在、実施中の肥薩おれんじ鉄道アンダー一部工事につきましても、引き続き鉄道事業者・河川事務所と連携しながら平成29年度中の完成を目標に進めているところでございます。

公共サイン整備事業、案内板の設置でございますが、新しくできました樋脇グラウンド・ゴルフ場への案内標識等の設置を計画しているところでございます。

新規といたしましては、本会議でも質問のありました立地適正化計画策定に向けた都市構造分析など都市計画基礎調査を実施してまいります。

詳細につきましては、課長から説明がございました。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）次に、当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎）それでは、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算に係る予算について御説明申し上げます。

初めに歳出について御説明いたします。

内容につきましては、別冊の平成29年度薩摩川内市各会計予算調書で御説明いたしますので、予算調書206ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費事項都市計画総務費は、都市計画事業に係る経費で、事業費は1億2,705万2,000円でございます。

経費の主な内容は、都市計画関係の一般職9人分の職員給与費等のほか、立地適正化計画策定に向けた都市計画基礎調査等に係る経費及び公共施設等への誘導・案内のための公共サイン設置等工事が、主なものでございます。

次に、同じページの下の部分でございますが、同じく1目事項川内駅周辺地区駐車場管理費は、川内駅西口駐車場等の管理に係る経費であり、事業費は1,484万9,000円で、債務負担行為として設定している、指定管理に伴う指定管理代行委託料が主なものでございます。

次に、207ページをお開きください。上の部分になります。

同じく1目事項屋外広告物管理費は、県からの権限移譲に伴う屋外広告物に係る経費であり、事業費は238万1,000円で、建築士業務嘱託員の1名分の報酬が主なものでございます。

次に、同じページの下の部分でございますが、同じく1目事項景観推進費は、景観提案制度等の運用及び景観形成活動への支援・啓発など、景観形成の推進に係る経費であり、事業費は97万1,000円で、景観審議会に係る経費のほか、地区コミュニティ協議会が実施する景観重要資産等の整備及び維持管理事業に対する景観整備事業補助金が主なものでございます。

次に、208ページをお開きください。

8款5項2目街路費事項中郷五代線整備事業費は、交通量の分散化と市街地における安全性の確保を図るため、大小路地区引堤事業と一体整備する、都市計画道路中郷五代線整備事業に係る経費であり、事業費は1億4,550万円でございます。

経費の内容としましては、平成26年度から着手しております中郷五代線道路築造に係る経費であり、継続費を設定し、肥薩おれんじ鉄道へ委託しております立体交差部工事委託のほか、国土交通省九州地方整備局への付替道路受託合併工事負担金が主なものでございます。

歳出についてについては以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、前に戻っていただきまして、58ページをお開きください。

都市計画課に係る歳入予算の、主なものを御説明いたします。

1番目の、14款1項使用料6目土木使用料、予算額2,850万円は、都市計画使用料で、川内駅西口駐車場等に係る市営駐車場使用料でございます。

次に14款2項手数料6目土木手数料、予算額160万円は、鹿児島県屋外広告物に関する許可手数料でございます。

次に、15款2項国庫補助金6目土木費補助金、予算額7,652万5,000円は、都市計画事業費補助金で、中郷五代線整備事業の、肥薩おれんじ鉄道立体交差部工事委託及び受託合併工事負担金に係る社会資本整備総合交付金でございます。

次に、16款2項県補助金6目土木補助金、予算額1,250万円は、立地適正化計画策定に伴う都市計画基本調査の県補助金で補助率は50%となっております。

以上で、議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算の都市計画課分の説明を終わります。

よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ声あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

ここで議案第36号に係る審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

**○委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○都市計画課長（山村昭一郎）** 所管事務調査を1件報告させていただきます。

薩摩川内市では指定管理者制度導入施設の評価マニュアルを平成21年6月に策定しており、その中で指定期間が5年間の施設においては、4年目の9月から12月の間に評価を実施するものとする。ただし、5年未満の場合は、必要に応じ

て適切な時期を判断し評価を実施すると。また、その結果については市議会常任委員会において報告するという事となっております。

当課が所管しています川内駅西口駐車場等におきましては、指定管理期間が平成27年10月1日から平成30年3月31日となっており、5年未満ではございますけれども、来年度早々に平成30年度からの指定管理の募集を行うことから、その参考とするため評価を実施したものでございます。

では、委員会資料に沿いまして御説明を申し上げます。

まず①の施設及び指定管理の概要でございますけれども、施設名としましては、川内駅西口駐車場ほか4カ所の駐車場もしくは駐輪場となっております。業務内容としましては、使用許可及び許可の取り消しに関する業務、維持に関する業務、利用に係る料金の収受及び利用料金の還付に関する業務となっております、指定管理者は株式会社薩摩川内市観光物産協会。指定期間は平成27年10月1日から平成30年3月31日となっております。

次に、②評価実施状況でございます。評価委員会開催日は平成29年1月24日。評価対象期間は平成27年10月1日から平成29年1月24日。評価委員としましては施設所在地の地区コミュニティ協議会長および自治会代表、中心市街地活性化関係有識者、その他市職員3名の6名で評価を行っております。

次ページの③それから④の採点結果でございますけれども、評価の実施におきましては、指定管理者より提出していただいた評価項目に対するコメント、それから利用者からのアンケート結果及び事業の実施状況等を説明した後、質疑応答を踏まえ、各委員に記載の評価項目の視点で採点による評価を行っていただきました。

質疑応答としては、清掃など業務以上のことをやっております成果が上がっているという現状に対する御意見や放置自動車の確認、それから防犯カメラの監視、PR方法、苦情対応に対する質疑等がなされ、その後各委員が採点を行なった結果、600点満点中476点で優れていると認められるという評価結果となりました。

また、総合コメントとしましては、施設管理に

関しては良好に運営されているというコメントをいただいたところでございます。

今後とも、川内駅西口駐車場等が利用者にとって快適に利用がなされるように、指定管理者とともに適切な維持管理等に努めてまいりたいと考えております。

以上で、川内駅西口駐車場等指定管理者運営評価についての報告を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、都市計画課の審査を終わります。

ここで休憩します。

~~~~~

午後2時23分休憩

~~~~~

午後2時26分再開

~~~~~

○委員長（福元光一）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△区画整理課の審査

○委員長（福元光一）次は、区画整理課の審査に入ります。

それでは、平成29年度各会計予算の審査を行います、まず、予算の概要について部長に説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、区画整理課について説明をさせていただきます。

特別会計もございますが、一般会計ベースで4億1,081万2,000円を措置させていただきました。終盤になってまいりました天辰第一地区土地区画整理事業の整備を進めてまいりますとともに、第二地区につきましても、事業認可が下りる予定であり、換地設計、工事実施設計等を進め、平成30年度から工事着工を目指しております。

課題の一地区と二地区境の段差解消及び浸水対

策についても住民への説明を十分行いながら対応をしております。

詳細につきましては、課長のほうから説明がまいります。

よろしくお願いいたします。

△議案第43号 平成29年度薩摩川内市
天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予
算

○委員長（福元光一） それでは、議案第43号
平成29年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整
理事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔） それでは御説明さ
せていただきます。

議案第43号平成29年度薩摩川内市天辰第一
地区土地区画整理事業特別会計予算について、御
説明申し上げます。

予算内容につきましては、歳出の方から御説明
申し上げますので、予算調書の291ページをお
開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費は、天辰第一
地区土地区画整理事業に係る経費として、2億
754万6,000円を計上しております。経費の
主な内容ですが、土地区画整理審議会委員、評価
員の報酬、一般職3人分の給与費のほか、地区界
基準点測量業務委託等、道路築造及び整地工事等、
職員厚生会負担金、工作物等移転補償費を計上し
ております。

次に、同じく291ページの下欄をごらんく
ださい。

2款1項1目公債費元金は、天辰第一地区土地
区画整理事業で借り入れた長期債の償還元金とし
て、2億4,783万9,000円を計上しております。

次に、292ページをお開きください。

2款1項2目長期債償還利子は、天辰第一地区
土地区画整理事業で借り入れた長期債の償還利子
として、2,400万5,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算調書の290ページをお開きください。

1番目の1款1項1目事業収入5,000万円は、
保留地処分収入を計上しております。

2番目の2款1項1目負担金20万円は、第2
三堂橋に設置する水道管の添架物負担金として計
上しております。

3番目の3款1項1目国庫補助金4,415万円
は、土地区画整理事業費補助金であります。事業
に充当される補助率は市街地整備事業が40%、
活力創出基盤整備事業が55%となっております。

4番目の4款1項1目県補助金229万
7,000円は、土地区画整理事業補助金です。県
管理道路整備に対する補助金を計上しております。

5番目の5款1項1目一般会計繰入金3億
5,712万3,000円は、国庫補助金及び市債
の充当額を除いた天辰第一地区土地区画整理事業、
並びに長期債の償還元金及び利子に充当する一般
会計からの繰入金でございます。

6番目の8款1項1目土地区画整理事業債
2,560万円は、国庫補助事業に係る合併特例債
であり、充当率は95%であります。

7番目の9款1項1目土木使用料2万円は、電
柱等の道路占用等に伴う行政財産使用料として収
入するものであります。

次に地方債について御説明いたします。

予算書・予算に関する説明書の283ページを
お開きください。

第2表地方債では、当該土地区画整理事業に伴
い、合併特例事業債を借り入れることから、地方
債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につ
いて表に記載のとおり定めようとするものでござ
います。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明があ
りましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第４４号 平成２９年度薩摩川内市
天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算

○委員長（福元光一）次に、議案第４４号平成２９年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第４４号平成２９年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算内容につきましては、歳出の方から御説明申し上げますので、予算調書の２９４ページをお開きください。

１款１項１目土地区画整理事業費は、天辰第二地区土地区画整理事業に係る経費として、１億８,８２５万円を計上しております。

経費の主な内容でございますが、土地区画整理審議会委員、評価員の報酬、建物等補償業務嘱託員、一般職二人分の給与費のほか、測量設計業務委託等、換地先整備工事、職員厚生会負担金、建物等移転補償費を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書の２９３ページをお開きください。

１番目の２款１項１目負担金１億円は、一級河川、川内川の市街部改修工事に伴う負担金として、公共施設管理者負担金を計上しております。

２番目の３款１項１目国庫補助金３,３００万円は、土地区画整理事業費補助金であります。事業に充当される補助率は５５％でございます。

３番目の４款１項１目県補助金１８７万６,０００円は、土地区画整理事業費補助金で、県管理道路整備に対する補助金を計上しています。

４番目の５款１項１目一般会計繰入金５,３３７万４,０００円は、国庫補助金の充当額を除いた天辰第二地区土地区画整理事業費に充当する一般会計からの繰入金でございます。

以上で説明をおわります。

よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第３６号 平成２９年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止してありました議案第３６号平成２９年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第３６号平成２９年度薩摩川内市一般会計予算のうち区画整理課に係る一般会計予算の歳出について御説明申し上げます。予算調書の２０９ページをお開きください。

８款５項３目土地区画整理総務費は、天辰第一地区及び天辰第二地区土地区画整理事業特別会計への繰出等に係る経費として４億１,０８１万２,０００円を計上しております。

経費の主な内容でございますが、まちづくり情報交流協議会費、街づくり区画整理協会年会費並びに九州ブロック都市再生整備計画事業研究会負担金ほか、天辰第一地区、天辰第二地区土地区画整理事業特別会計繰出金を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算調書の５９ページをお開きください。

１４款２項６目土木手数料４,０００円は、各種、

証明書の手数料として計上してあります。

16款3項6目県委託金2万円は、権限委譲事務委託金として収入するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、議案第36号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○区画整理課長（川畑 稔）特にございませぬ。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、区画整理課を終わります。

御苦労さまでした。

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（福元光一）次は、入来区画整理推進室の審査に入ります。

それでは、平成29年度各会計予算の審査を行います。まず、予算の概要について部長に説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、入来区画整理推進室の概要について御説明いたします。

一般会計ベースで3億2,039万7,000円を措置させていただいております。

道路築造工事、整地工事等を引き続き実施してまいります。

残りの家屋移転につきましても、地権者交渉を進め、スムーズな事業展開に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、事業も終盤に入っており、地区外の取付、据付なければならない部分の設計等を検討し、住民の不安解消と不具合が生じないような構造工法を検討してまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、室長のほうから説明がございします。

よろしくお願いいたします。

△議案第45号 平成29年度薩摩川内市 入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計 予算

○委員長（福元光一）それでは、議案第45号平成29年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）議案第45号平成29年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、歳出のほうから説明いたしますので予算調書の296ページをお開きください。

1款1項1目入来温泉場地区土地区画整理事業費は、同事業に係ります経費3億7,856万3,000円であります。

経費の主な内容は、一般職員3名の給与、建物等調査業務委託費、道路築造工事費、建物等移転補償費等であります。

次に、下段をごらんください。

2款1項1目長期債償還元金は、入来温泉場地区土地区画整理事業に係る過去に借り入れました長期債償還元金であります。

次のページ297ページをお開きください。

2款1項2目長期債償還利子は、入来温泉場地区土地区画整理事業に係る過去に借り入れた長期債償還利子であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に返りまして予算調書の295ページをお開きください。

1款1項1目事業収入500万円は、事業進捗に伴い売却可能となる保留地の処分収入の見込み

額であります。

次の３款１項１目国庫補助金から７款１項１目土地区画整理事業債までの歳入につきましては、まず、交付金９,５７０万円、それから一般会計繰入金３億２,０３９万７,０００円、合併特例事業債７,４３０万円は歳出に伴い収入されるものであります。

次の８款１項１目使用料は、行政財産使用料であります。

次に、地方債について説明いたしますので、予算書、予算に関する説明書の３１９ページをお開きください。

第２表地方債では、当該土地区画整理事業に伴い借り入れます地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきまして、表に記載のとおり定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第３６号 平成２９年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（福元光一） 次に、審査を一時中止してありました議案第３６号平成２９年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉） 議案第３６号平成２９年度薩摩川内市一般会計予算のうち入来区画整理推進室に係る一般会計予算の歳出について、御説明申し上げます。

予算調書の２１０ページをお開きください。

８款５項３目土地区画整理総務費３億２,０３９万７,０００円は、入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計に必要な繰出金を計上するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第３６号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一） 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○入来区画整理推進室長（引地明吉） 特にございません。

○委員長（福元光一） これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で、入来区画整理推進室を終わります。

御苦労さまでした。

△建築住宅課の審査

○委員長（福元光一） 次は、建築住宅課の審査に入ります。

△議案第３３号 薩摩川内市特別用途地区

内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一） まず、議案第33号薩摩川内市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設住宅課長（福島和朗） 建築住宅課です。よろしくお願いします。

議案第33号薩摩川内市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議会資料の2ページをお開きください。

改正内容ですが、薩摩川内都市計画用途地域を変更することに併せ、現居住者の生活環境の保護を図るために、薩摩川内都市計画特別用途地区を変更することに伴い、条例を改正するものであります。

地図の赤い太線で囲まれた白和横馬場地区は、現在、住居系用途地域の第2種住居地域に指定され、住宅を中心とした市街地が形成されております。しかし、九州新幹線全線開業等により、川内駅周辺の利便性が向上していることから、近年駅周辺に高層マンションが新築されるなど、まちなか居住のニーズが高まってきており、今後、利便性の高い、コンパクトな市街地の形成を図るため、現在の、建蔽率や容積率の見直しを行うと同時に、現在の居住者の生活環境の保全を図る必要がございますので、条例改正をお願いするものでございます。

具体的には、まず、建蔽率や容積率の見直し・緩和を行うために、用途地域の変更を行います。第2種住居地域を近隣商業地域に、そして、建蔽率を60%から80%へ、容積率を200%から400%に変更となります。

ここで問題になりますのが、用途地域を住居系から、商業系に変更することにより、土地の高度利用はできますけれども、あわせて建物の用途規制も大幅に緩和されることとなりますので、いろいろな用途の建物が建設可能になります。

この地域は、これまで住居系でしたので、資料にも書いてございますとおり、現在の居住者の生活環境を保護する観点から、特別用途地区を設定し、記載の施設などの立地を規制する必要がある

と考えております。

規制する建物は、四角囲みの中の1万㎡を超える大規模集客施設、劇場・映画館などの遊戯施設、倉庫業を営む倉庫や工場・自動車修理工場等でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（成川幸太郎） 規制が緩和されて使いやすくなるというような話だったんですけど、またこの特別用途地域にかなり規制がかかるみたいですけども、これだけ規制をかければ用途地域を見直すメリットというのが大分少なくなるんじゃないかと思うんですけども。

○建設住宅課長（福島和朗） 今、委員おっしゃるとおり、用途規制を緩和をしますので、いろいろな建物が建てるようになるんですけども、それとあわせて今説明しました建蔽率とか容積率も大きく緩和をされます。それで、例えば現在は住居系ですので、今、駅周辺のマンションであるとか、そういう建物、大きな建物がですね、現在は建設できないということになっております。それで、用途地域を変えることによりまして、同時に建蔽率も容積率も大きくなりますので、ああいう建物は建てられることになります。

しかし、用途が今ちょっと説明しましたとおり、委員のおっしゃるとおりなんですけれども、用途もいろいろできるようになります。商業系となりますとですね、できますので、住居系の用途地域のところでいろんな建物ができると、またそれに伴ってですね、またいろいろ不都合な面も出てくるというようなことで、用途はある程度規制をかけながら、建蔽・容積を大きくしようということでございますので、おっしゃるとおり、せっかく用途を緩和しても、規制をかけて問題が出ないかというようなことでございますが、そういうことでですね、御理解をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員（成川幸太郎） この中に、規制をする中に駐車場が入ってませんけども、横馬場駐車場がこれまで10時までで、これ今までもこの10時を何とか時間を変更できないかという要望

は出てましたけども、住居地域であることも大きな要因の一つということでしたので。ただ、こんどは特別近隣商業地域になることで、特に新たな規制というのは外れるんじゃないかなろうかと。対岸の商業地域になっている駐車場は24時間で、特に苦情もなく、隣に南国殖産の寮も建ったりしてるんですけども、問題は起きてないというふうに聞いてるんですが、そこら辺はどんなふうにお考えですか。

○建設住宅課長（福島和朗） 自動車の駐車場につきましては、今回の見直しで可能になります。これまでは、原則的に300㎡以上の駐車場はできませんでしたが、建築審査会及び地域の住民の方の同意を得て、今現在、横馬場駐車場はできております。しかし、そのときに、付近住民の方のいろいろな意見を聞きまして、条件付きで認めるというようなことで、夜10時以降の入庫・出庫は駄目ということで、今現在運用されています。今回の見直しで、その規制は取れますので、無条件で建設はできるんですけども、現在の横馬場駐車場を建設するときに、付近住民の方に同意をいただいておりますので、そこを外すとなると、もう一回その辺は丁寧に説明をさせていただいて変えるということになろうかと思います。

そういうことで、法的には可能であるんですけども、だからと言って過去のそういう条件を破棄するとか、できませんので、それにつきましては、ちゃんと説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（成川幸太郎） それについて住民に対して、こういう用途地域が変わりますという説明はなされるんですね。

○建設住宅課長（福島和朗） 今回用途の規制につきましては、都市計画課のほうで随時やっておりますけれども、地域の住民の方にもですね、説明会もやり、手続を踏んでおりますので、今後もこれにつきましては、また入念な説明をさせていただいてからという形になろうかと思います。

以上です。

○委員長（福元光一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第36号 平成29年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（福元光一） 次に、審査を一時中止してありました議案第36号平成29年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、予算の概要について部長に説明を求めます。

○建設部長（泊 正人） それでは最後になります。建築住宅課でございます。よろしくお願いいたします。

総額で6億4,894万2,000円を措置させていただきました。

昨年とほぼ同額となっているところでございますが、がけ地近接危険住宅の移転促進、木造住宅耐震診断、耐震改修補助など例年どおりの事業を進めることとしております。また、建築業界や市民の皆様から継続要望のあります既存住宅改修環境整備事業、いわゆるリフォーム補助でございますが、昨年同様に予算措置をさせていただいております。また、空き家対策に係ります危険廃屋解体撤去補助事業は促進を図るために前年を上回る予算を措置をしているところでございます。そのほか、市営住宅、公営住宅の改修等、順次進めてまいります予定であります。

建設中の川北地区借上型市営住宅は、9月頃の入居の見通しで、今工事が進められているところでございます。

建築住宅課におきましても、小中一貫校の建設に伴う教育委員会からの執行委託など、他の課か

らの依頼がかなりありまして、建設整備課同様に大変な事業量になっておりますけれども、気合いの入った職員がずらりと並んでおりますので、一生懸命頑張っております。

この後につきましては、課長から説明がござい
ます。

よろしくお願いします。

○委員長（福元光一）次に当局の補足説明を求め
ます。

○建築住宅課長（福島和朗）議案第36号平成
29年度薩摩川内市一般会計予算について説明いた
します。

まず、歳出予算について、説明させていただきます。
ます。

平成29年度薩摩川内市各会計予算調書の21
1ページをお開きください。

上段の建築指導費は、建築確認申請業務に係る
経費、建築物耐震改修、既存住宅改修及び危険廃
屋解体撤去などの補助事業に係る経費で事業費が
1億584万5,000円です。主な経費は、平成
24年度から実施しております、既存住宅のリフ
ォーム改修に対する既存住宅改修環境整備事業補
助金や、平成26年度から実施しております危険
廃屋の解体費用に対する危険廃屋解体撤去促進補
助金、また、不特定多数の者が利用する3階建て
以上かつ5,000㎡以上の大規模建築物の耐震改
修を行う場合に補助します建築物耐震化促進補助
金ほか2件等でございます。

続きまして下段の住宅管理費は、市営住宅の維
持管理、補修等に要する経費で、事業費は4億
1,941万7,000円です。主な経費は、市営
住宅の98名の管理人及び囑託員1名分の報酬、
課内職員21名分の給料、職員手当、共済費等、
川内地域及び本土4支所分の市営住宅の指定管理
料となります市営住宅管理代行委託料、また、市
営住宅の入居前の内装改修工事、住宅用火災報知
器更新工事、市営住宅浴槽・風呂釜設置工事等な
どの経費となります住宅内部改修工事等ござい
ます。

次の212ページをお願いいたします。

上段の公営住宅ストック総合改善事業費は、既
存の耐火構造鉄筋コンクリート造の共同住宅を中
心に、より長く使用できるよう施設の外壁や屋上
の防水、階段室まわりを中心とした共用部分を改

善するための経費で、事業費は1億1,092万
9,000円です。

その内訳は、宮下住宅などの共用部分改善工事
設計業務委託料や、同じく宮下住宅の共用部分改
善工事等が、主な事業でございます。

下の危険住宅移転促進費の事業費は、
1,275万1,000円で、がけ地に近接する危
険住宅の移転費用を補助するための経費で、建物
除却が3件、建物建設が2件、土地造成が2件を
予定しております。

続きまして、歳入予算について説明させていた
だきますので戻っていただきまして、予算調書
60ページをお開きください。

14款1項6目使用料中土木使用料の予算額は、
4億6,858万円で、その内訳は、市営住宅の使
用料や借上型の地域振興住宅の使用料が主なもの
でございます。

14款2項6目手数料中土木手数料の予算額は
831万2,000円で、その内訳は、建築確認手
数料が主なもので、建築確認申請手数料や完了検
査手数料でございます。

15款2項6目国庫補助金中土木費補助金の予
算額は、6,343万円で、これは該当する市営住
宅周辺の民間借家の家賃と低所得者向けに軽減し
ている市営住宅家賃の差額分に該当する額の2分
の1を、国が負担しますけれども、この公的賃貸
住宅家賃対策調整補助金や、次の61ページにな
りますが、耐震改修促進事業補助金やストック総
合改善事業補助金が主なものでございます。

16款2項6目県補助金中土木費補助金の予算
額は、1,118万6,000円で、建築物耐震化
促進事業補助金や危険住宅移転促進事業補助金が
主なものです。これはいずれも国から補助が2分
の1、県から補助が4分の1となります。

21款3項1目貸付金元利収入の予算額は、
653万円で、住宅資金貸付金元利収入で、現年
分と滞納分になります。

同款5項4目雑入の予算額は、1,708万
7,000円で、市営住宅退去時の畳・襖等補修費
実費徴収金が主なものでございます。

続きまして、債務負担行為について、説明させ
ていただきます。

平成29年度薩摩川内市各会計予算書、予算に
関する説明書の10ページをごらんください。

建築住宅課分は、下から２段目、借上型地域振興住宅事業になります。

この借上型地域振興住宅整備事業は、平成３０年度から４４年度までの１５年間の限度額が４，７８５万円で、これは２９年度に募集する予定の、２地区４戸分の、平成４４年度までの借上料を措置するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、議案第３６号平成２９年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○建設住宅課長（福島和朗）特にありません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、建築住宅課を終わります。

当局の皆さんは、急いでやりましたが、一日早く終わりましたので、後をよろしくお願いします。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（福元光一）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（福元光一）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察等は予定しておりませんが、今後必要となった場合の委員派遣の取扱いを委員長に御一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（福元光一）以上で、建設水道委員会を閉会します。

二日予定しておりましたところ、一日で済みしました。大変御協力ありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会

委員長 福元 光一